

令和4年9月定例会
商工建設常任委員会会議録
令和4年9月14日・16日

場 所 第5委員会室

令和4年9月14日(水曜日)

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)
- 議案第2号 令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第3号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 公の施設に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第12号 宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 建築基準法施行条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 工事請負契約の変更について
- 議案第15号 工事請負契約の変更について
- 報告事項
 - ・損害賠償額を定めたことについて
 - ・県が出資している法人等の経営状況について
 公益財団法人宮崎県機械技術振興協会
 公益財団法人宮崎県産業振興機構
 公益財団法人宮崎県観光協会
 公益財団法人宮崎県国際交流協会
 公益財団法人宮崎県建設技術推進機構
 宮崎県道路公社
- その他報告事項
 - ・宮崎県中小企業振興条例及びみやざき産業振興戦略に基づく主な取組について
 - ・みやざきグローバルプランに基づく主な取組について
 - ・令和3年宮崎県観光入込客統計調査結果(概要)について

- ・宮崎県屋外型トレーニングセンターにおけるネーミングライツの導入について
- ・美しい宮崎づくりの推進について
- 閉会中の継続調査について

出席委員(8人)

委員 長	西村 賢
副委員 長	山内 佳菜子
委員	坂口 博美
委員	二見 康之
委員	野崎 幸士
委員	山下 寿
委員	重松 幸次郎
委員	来住 一人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	横山 浩文
商工観光労働部次長	米良 勝也
企業立地推進局長	平山 文春
観光経済交流局長	山下 栄次
商工政策課長	高橋 智彦
経営金融支援室長	島田 浩二
企業振興課長	佐々木 史郎
食品・メディカル産業推進室長	阿萬 慎治
雇用労働政策課長	児玉 珠美
企業立地課長	松浦 好子
観光推進課長	海野 由憲
スポーツランド推進室長	那須 隆輝
オールみやざき営業課長	吉田 秀樹
工業技術センター所長	大衛 正直
食品開発センター所長	平川 良子

県立産業技術専門校長	有村 隆
県土整備部	
県土整備部長	西田 員 敏
県土整備部次長 (総 括)	日 高 正 勝
県土整備部次長 (道路・河川・港湾担当)	原 口 耕 治
県土整備部次長 (都市計画・建築担当)	境 光 郎
高速道対策局長	廣 松 新
管 理 課 長	井 上 大 輔
用地対策課長	鍋 島 宏 三
技術企画課長	中 原 学
工事検査課長	斉 藤 幸 男
道路建設課長	加 行 孝
道路保全課長	東 和 俊
河 川 課 長	山 浦 弘 志
ダ ム 対 策 監	山 田 清 朗
砂 防 課 長	行 田 明 生
港 湾 課 長	松 山 英 雄
空港・ポート セールス対策監	岩 切 靖 考
都市計画課長	黒 木 正 行
美しい宮崎づくり 推 進 室 長	迫 節 夫
建築住宅課長	巢 山 昌 博
営 繕 課 長	金 子 倫 和
設 備 室 長	中 武 英 俊
高速道対策局次長	伊 福 隆 徳

事務局職員出席者

議 事 課 主 査	川 野 有 里 子
議 事 課 主 任 主 事	木 村 結

○西村委員長 ただいまから商工建設常任委員

会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります、
現在お座りの席のとおり決定してよろしいで
しょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いた
します。

次に、本日の委員会の日程についてでありま
すが、お手元に配付いたしました日程案のお
りでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのように決定いた
します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

午前10時3分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、
部長の概要説明を求めます。

○横山商工観光労働部長 商工観光労働部でご
ざいます。どうぞよろしくお願ひいたします。
座って説明させていただきます。

お配りしております常任委員会資料の表紙の
目次を御覧ください。

まず、Ⅰ、議案としまして、一般会計補正予
算(第3号)について説明させていただきます
ほか、使用料及び手数料徴収条例の一部を改正
する条例及び公の施設に関する条例の一部を改
正する条例の2つの条例改正の議案につしまし
て御説明をいたします。

次に、Ⅱの報告事項としまして、4つの出資
法人の経営状況について報告させていただきます。

最後に、Ⅲ、その他報告事項としまして、宮

崎県中小企業振興条例及びみやぎ産業振興戦略に基づく主な取組についてほか、3項目を報告させていただきます。

それでは、1ページをお開きください。

議案第1号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」でございます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の影響により大きな影響を受けている県内経済の早期回復及び事業者支援のための予算を計上したものでございます。

商工観光労働部の一般会計歳出につきまして、表の左から、補正前の額534億6,624万9,000円に補正額3億3,400万円を増額し、補正後の額が538億24万9,000円となります。

2ページには課ごと、予算ごとの金額を掲載しております。

個別の事業につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、どうぞよろしく願います。

○西村委員長 次に、議案についての説明を求めます。委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○高橋商工政策課長 議案第1号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」につきまして御説明いたします。

お手元の冊子、令和4年度9月補正歳出予算説明資料の青いインデックス、商工政策課のところ、71ページお願いいたします。

補正額は、左から2列目の補正額の欄にございますとおり、一般会計3,900万円の補正をお願いするものであります。補正後の一般会計の額は、右から3列目の欄にございますとおり458億989万7,000円となります。

それでは、事項について御説明いたします。

ページをめくっていただきまして、73ページ

をお願いいたします。

(事項) 中小商業活性化事業費3,900万円の増額をお願いしてございまして、説明欄1の新規事業、みやぎ商店街等にぎわい回復応援事業につきましては、常任委員会資料で御説明させていただきます。

常任会資料の3ページをお願いいたします。

新規事業、みやぎ商店街等にぎわい回復応援事業でございます。

1の事業の目的・背景でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛やイベントの中止等による来街者の減少に加えまして、原油価格・物価高騰の影響を受けている商店街のにぎわい回復等を図るため、商店街等が行う取組に対して支援するものであります。

2の事業の概要でございますが、予算額は3,900万円、財源は宮崎再生基金、事業の実施主体は商店街等でございます。また、(5)にございますとおり商店街等がにぎわい回復等を目的とし実施するイベント等にかかる経費を補助しようとするものであります。

一番下の米印に商店街活性化プランについてとありますが、関連する事項ですので併せて御説明させていただきます。

昨年度補正予算事業を活用し、県内10商店街におきまして、商店街自らが目指す将来の姿及びそれを実現するための具体的な取組などを盛り込んだ商店街活性化プランを策定し、国の「がんばろう！商店街事業」への申請も視野に入れていたところですが、現在、国の同事業の再開のめどは立っていない状況であります。このため本事業により、夜市、スタンプラリー、商店街の魅力発信など、このプランに基づくイベント等の実施を支援するとともに、当然プランを作成しない商店街もございまして、そういった

商店街も含めまして、にぎわい回復等を目的とした意欲的な取組もしっかりとこの事業で支援しようとするであります。

3の事業の効果といたしましては、商店街活性化プランに基づくイベント等の実施を支援するとともに、市町村と連携して取り組んでいるプレミアム付商品券の発行等による県民の応援消費需要も商店街等に取り込み、相乗的に消費を喚起することにより、落ち込んでいる地域経済の早期回復が図られるものと考えております。

○佐々木企業振興課長 企業振興課の9月補正予算につきまして御説明いたします。

歳出予算説明資料の企業振興課の青いインデックスのところ、75ページを御覧ください。

今回の補正額は、左から2列目の補正額の欄にございますように1億5,300万円の増額をお願いしておりまして、補正額につきましては右から3列目にありますように20億8,099万9,000円でございます。

続きまして、77ページをお開きください。

1つ目の(事項)地域企業再起支援事業費の説明欄にございます、新規事業、ものづくり産業技術分析支援体制緊急強化事業につきまして、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

委員会資料の4ページをお開きください。

新規事業、ものづくり産業技術分析支援体制緊急強化事業でございます。

まず、1の事業の目的・背景ですが、物流コストや原材料価格の高騰により影響を受けている県内のものづくり企業における製品の信頼性や品質管理の高度化による高付加価値化・競争力強化を支援するため、工業技術センターの支援機能を充実・強化するものでございます。

2の事業の概要ですが、予算額は1億5,300万円をお願いしており、財源は一般財源を活用し、

事業期間は令和4年度でございます。

(5)の事業内容でございますが、半導体関連の製品や電子機器類などの品質管理に必要となる高度な分析測定装置を工業技術センターに導入しまして、設備利用や共同研究などによる県内のものづくり企業の技術力向上を支援するものでございます。

この事業による効果についてであります、県内企業における製品の信頼性・品質管理の高度化の取組を技術的に支援することによりまして、物流コストや原材料価格の高騰に伴う市場の変遷に迅速に対応し、県内ものづくり産業の高付加価値化・競争力強化が図られるものと考えております。

○海野観光推進課長 観光推進課の補正予算について御説明いたします。

お手元の令和4年度9月補正歳出予算説明資料、79ページをお開きください。

一般会計で1億4,200万円の補正をお願いしております。この結果、補正後の一般会計予算額は、右から3列目上から2段目のとおり、23億2,166万3,000円となります。

ページをめくっていただきまして、81ページを御覧ください。

1つ目の(事項)国際観光宣伝事業費の説明欄の1、新規事業、インバウンド緊急誘客促進事業5,500万円、続きまして、その下の(事項)スポーツランドみやざき推進事業費の説明欄の1、新規事業、スポーツキャンプ誘致・誘客緊急支援事業8,700万円であります。この2つの事業については、別冊の常任委員会資料で御説明いたします。

それでは、常任委員会資料の5ページをお開きください。

新規事業、インバウンド緊急誘客促進事業で

あります。

まず、1の事業の目的・背景ですが、既に国際線が再開された福岡空港や、今後再開される他県空港からの本県へのインバウンド誘致を強力に進めるため、コロナ以前に多くの観光客が本県を訪れ、今後の需要も期待できる韓国・台湾・香港を対象に本県への宿泊を伴う旅行商品の造成や情報発信を行い、本県に対するインバウンドを確実に取り組むことによりまして、新型コロナウイルスの影響により大きく落ち込んだ地域経済の回復を図るものであります。

次に、2の事業の概要ですが、予算額は5,500万円、財源は宮崎再生基金、事業期間は令和4年度、実施主体は県の観光協会でございます。

事業内容につきましては、①海外旅行会社に対する送客支援として、他県空港を経由し、本県での宿泊を伴う旅行商品造成にかかる経費を補助するものであります。

②旅行商品を造成する海外旅行会社等の招請としまして、海外旅行会社などを本県に招き、実際に観光地などを視察していただく経費を補助するものであります。

③航空会社への広告等支援として、本県の国際定期便を運航する韓国のアジアナ航空や台湾のチャイナエアラインに対し、本県への送客につながるよう本県の魅力をPRしていただく広告経費等を補助するものであります。

最後に④現地の旅行メディア等を活用した情報発信として、ウェブやSNS、現地の様々なメディアを活用した情報発信や、現地の旅行博、イベント等でのPR経費を補助するものであります。

3の事業の効果ですが、本事業の実施によりインバウンドや地域経済の早期回復を図るとともに、宮崎空港の国際定期便の早期再開と利用

促進につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、6ページをお開きください。

新規事業、スポーツキャンプ誘致・誘客緊急支援事業であります。

まず、1の事業の目的・背景ですが、コロナ禍で厳しい経済状況や観光客等の交流を早期に回復させるため、日本代表クラスが参加するキャンプの誘致・運営や、春季プロスポーツキャンプの誘客への新たな取組などに対して、緊急的かつ手厚く支援を行うことにより、スポーツランドみやぎのさらなる強化を図るものであります。

次に、事業の概要ですが、予算額は8,700万円です。財源は宮崎再生基金、事業期間は令和4年度、実施主体は実行委員会、地元協会等です。

事業内容につきましては、①大規模キャンプ等誘致・支援として、具体的には、先日、本県での開催が決定したWBC——ワールドベースボールクラシック——の合宿など日本代表クラスが集う大規模キャンプなどの誘致、運営を支援するとともに、②プロスポーツキャンプ支援では、プロスポーツのチームの春季キャンプ中における誘客の新たな取組と感染症対策への支援を行うものであります。

3の事業の効果ですが、日本代表クラスなどのキャンプの誘致・運営や、プロスポーツキャンプへの誘客に対して緊急的に支援を行うことで、コロナ禍前の経済効果を早期に取り戻すとともに、本県のスポーツキャンプ・合宿地としての魅力を県内外により一層広めることで、4月に供用開始する屋外型トレーニングセンターへの新たなチームのキャンプ誘致をはじめ、アマチュアスポーツ団体の合宿への波及効果も期待できるところであり、スポーツキャンプ・合

宿の全県化、通年化、多種目化につなげることができると考えております。

続きまして、7ページを御覧ください。

議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改定する条例」について御説明いたします。

議案書では、9ページから14ページにかけて記載されておりますが、お手元の常任委員会資料で御説明させていただきます。

1の使用料及び手数料の名称であります、屋外型トレーニングセンター使用料であります。

2の改正理由ですが、当該施設については令和5年4月1日からの供用開始を予定していることから所要の改正を行うものであります。

3の改正の内容ですが、屋外トレーニングセンターを使用料を徴収する公の施設として追加するとともに、使用料の金額その他徴収に関する事項を別表第1に追加するものであります。

なお、同センターの各施設の使用料、金額等について、次ページに一覧を掲載しておりますので、後ほど御確認ください。

次に、4の施行期日ですが、施設の供用開始予定日である令和5年4月1日としております。

続きまして、9ページをお開きください。

議案第7号「公の施設に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

議案書では、23ページから27ページにかけて記載されておりますが、こちらも常任委員会資料で御説明させていただきます。

1の公の施設の名称であります、宮崎県屋外型トレーニングセンターであります。

2の改正理由ですが、当該施設につきましては、令和5年4月1日からの供用開始を予定していることから所要の改正を行うものであります。

3の改正の内容ですが、宮崎県トレーニング

センターの利用料金の基準として、別表第4に金額等を追加するものであります。

こちらも次のページに同センターの各施設の利用料金基準の一覧を記載しておりますので後ほど御確認ください。

次に、4の施行期日ですが、条例の施行期日は、施設の供用開始予定日である令和5年4月1日としております。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。質疑はありませんか。

○山下委員 常任委員会資料の3ページ、みやざき商店街等にぎわい回復応援事業で、県内の10商店街において商店街活性化プランを策定していると書いてありますけれども、どこか教えていただけますか。

○高橋商工政策課長 10商店街といたしましては、1つ目が、宮崎駅前商店街振興組合、2つ目が広島通繁栄会、3つ目が若草通商店街振興組合、4つ目が中央通商店街振興会・たかまつ通振興会、5つ目が延岡市商店会連合会、6つ目がひゅうが新町商店街振興組合、7つ目が妻駅西地区商店街振興組合、8個目が京町温泉旅館組合、9つ目が綾中央通商店街、そして最後が、るびーモール虹ヶ丘商店街・新富町商業協同組合であります。

○重松委員 この10商店街以外でも、今後手を挙げれば採用されますか。

○高橋商工政策課長 この事業の主体は(5)の事業内容のとおり、補助率は10分の10以内、単独の施行であれば補助上限額は200万円ですので、単純計算で約20の事業は拾える形になります。商店街活性化プランの10商店街以外も含めて幅広く想定しております。

○坂口委員 これは通常の交付金事業の対象にはならないんですか。

○高橋商工政策課長 臨時交付金を含めて国の予算を使うことは非常に重要な観点でございます。ただ、今回につきましては、とりあえず宮崎再生基金とさせていただきますけれども、まさに9月9日に岸田総理から国の対策について発表がございましたが、今後また新しい臨時交付金ができるというような動きもございますので、そういった交付金を活用できないかを含めまして、財政課との調整にもなっていますが、振り替えられるのかも含めてしっかりと調整をしていきたいと思っております。

○坂口委員 インバウンドもスポーツキャンプもですけれども、万が一、交付金の対象となれば、積み戻しとなるのでしょうか。

やっぱり基金は単独事業に100%使える本当に貴重な財源ですもんね。だから、そこはまた財政課や本省ともしっかり意見交換をされて大切に——できれば、出しては戻りという感じで使えるといいかなと思って。回復に時間がどれぐらいかかるか分からないですよね。これはぜひよろしくお願ひします。

○来住委員 委員会資料5ページのインバウンド緊急誘客促進事業ですけれども、5,500万円の補正予算の内容としては大きく4つあるんですが、例えば①の海外旅行会社に対する送客支援——旅行商品の造成に係る経費で幾らくらい出していくのか。この4つの事業ごとにどれほど出すのか。

もう一つは、例えば①の送客支援で福岡県だとか大阪府だとか、他県の空港を利用して宮崎県に入って来るときに旅行会社に対して補助金を出せると思うんですけれども、空港によっては福岡県が一番近いと思うんですが、その場所によって違いがあるのですか、もう少し説明していただければありがたいなと思っております。

○海野観光推進課長 インバウンド緊急誘客促進事業についての予算の内訳でございますが、事業内容の①海外旅行会社に対する送客支援につきましては、2,500万円を予定しております。②旅行商品を造成する海外旅行会社等の招請につきましては600万円、③航空会社への広告等支援については1,000万円、④現地の旅行メディア等を活用した情報発信については900万円を予定しております。

また、差額の500万円につきましては事務経費として県観光協会に補助することで考えているところです。

本県への誘客を考えた場合には、今、国際線が再開されている福岡空港や関西空港等——先日も香港から福岡県入りでツアーが3組ほど来られましたが——そのようなケースが多くなるのではないかなと思っております。こちらについては、韓国・台湾・香港の海外旅行会社に対してそういうツアーを造成してくださいとお願いして、どの空港を使って入ってくるかはその旅行会社が決めることとなります。そういう意味では関西空港とか、開いている空港から来る可能性もなくはないんですが、今現在だと福岡空港が中心になるものと考えております。

○来住委員 例えば福岡空港を経由して、福岡県内を旅行されて、その足で宮崎県に入ってくる時、何人来るとか人数は関係なく、1つの旅行として来ていただければ、それに対して幾ら出すとか、積算根拠がよく分からないんです。

○海野観光推進課長 本県に必ず1泊以上はしていただくことを条件にしております、1人1泊当たり5,000円の補助を考えているところでございます。

○来住委員 分かりました。ありがとうございました。

○西村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 次に、報告事項の説明を求めます。

○佐々木企業振興課長 公益財団法人宮崎県機械技術振興協会の運営状況について御報告いたします。

委員会資料の11ページをお開きください。

まず、1の役割等でございますが、当協会は機械金属工業の技術指導、調査研究等を行うことにより、その振興に寄与することを目的に、昭和54年に設立されております。

基本財産は300万円、うち県の出資額が150万円、出資割合は50%でございます。

次に、2の事業内容でございます。

協会は、指定管理者として宮崎県機械技術センターの管理運営を行っておりまして、県北地域を中心とする機械金属関連の企業を対象に、主に(1)から(4)の業務を行っております。

次に、3の組織等でございます。

図のような組織体制になっております。また、一番下の表にありますとおり、役員は14名、うち常勤役員は常務理事の1名で県のOBであり、常勤職員は3名で、うち県のOBの事務局長が1名であります。

続きまして、令和3年度の事業実績について御説明いたします。

令和4年9月定例県議会提出報告書の41ページをお開きください。

2の事業実績を御覧ください。

(1)の宮崎県機械技術センター管理運営受託事業でございます。①の技術支援といたしまして、企業に対する技術指導や機械設備取扱研修などを実施するとともに、②の設備利用として、輪郭測定機、三次元測定機などの設備の利

用があったところでございます。また、③の依頼試験として、コンクリート強度試験や金属材料試験などを実施したほか、④から⑦に掲げる事業を実施したところでございます。

続きまして、経営状況等について御説明いたします。

同じ資料の155ページを御覧ください。

中ほどの欄、県関与の状況のうち、財政支出等ですが、令和3年度の県委託料——これは指定管理料になりますが——5,854万5,000円でございます。

次に、その下の主な県財政支出の内容でございますが、機械技術センターの指定管理に係る委託料でございます。

次に、一番下の欄、活動指標を御覧ください。①から③の全ての指標において目標値を上回る実績値となっております。②の設備利用件数につきましては、経済状況や企業の仕事量により年度ごとに増減がございますけれども、引き続き、企業訪問などによる保有設備の活用の促進、周知・案内に努めることとしております。

156ページをお開きください。

一番上の財務状況の左側、正味財産増減計算書の令和3年度の欄でございますが、上から三段目の当期経常増減額はマイナス9万5,000円、その3つ下の当期経常外増減額はゼロ円ですので、これらを合計した当期一般正味財産増減額はマイナス9万5,000円となっております。

次に、財務状況の右側の貸借対照表の令和3年度の欄を御覧ください。

一番上の資産は1,880万9,000円、その3つ下の負債は406万8,000円でございます。この結果、その3つ下の正味財産は1,474万1,000円となっております。

次に、中ほどの財務指標の令和3年度の欄を

御覧ください。①の県補助金等比率につきましては、実績値が目標値を下回っております。協会といたしましては、引き続き、外部資金等の獲得など自己活動資金の確保に努めることとしております。

また、②の人件費比率につきましては、実績値が目標値を上回っております。

次に、直近の県監査の状況でございます。昨年度実施された財政援助団体等への監査において、指摘事項等がございました。そのうち再委託の事前承認につきましては、本年度から手続を取っております。リース機器の会計処理につきましては、会計事務所の指導を受けているところでございます。

次に、一番下の総合評価についてであります。

まず、左側の自己評価ですが、協会といたしましては活動内容をA、財務内容をB、組織運営をBと評価しております。

次に、右側の県の評価ですが、活動内容につきましては、各活動指標の目標値を上回る実績であり、適切にセンターの運営がなされているということでAと評価しております。財務面につきましては健全な運営であるものの、県委託料への依存度が高く、自己収支比率が低いことからB、組織面につきましては、現状の運営体制に問題はないものの、将来の安定した経営の向けてのノウハウの承継等が課題であることからBと評価したものであります。

令和4年度の事業計画につきましては、同じ資料の46ページ以降に記載しておりますが、取組内容は、昨年度と同様でございますので省略させていただきます。

機械技術振興協会につきましては、以上でございます。

引き続きまして、公益財団法人宮崎県産業振

興機構の概要について御説明いたします。

常任委員会資料の12ページをお開きください。

1の役割等でありますが、当機構は、県内中小企業における経営基盤強化や新事業の創出などに資する事業を行うことにより、本県産業の振興と活力ある地域社会の形成に寄与することを目的に、昭和59年に設立されております。

(3)の出資状況でございますが、出資総額は1億1,000万円、そのうち県出資額は1,400万円であり、出資割合は12.7%となっております。

次に、2の事業内容ですが、(1)の経営課題等に対する相談、助言に関する事業をはじめ、事業内容に記載しております6つの事業を展開しているところでございます。

次に、3の組織等でございますが、組織図にございますように、当機構は、理事長等の下、5課1室体制となっております。

令和4年4月1日の時点で、理事と監事を合わせた役員数は11名、常勤職員数は19名となっております。県関係では理事長、副理事長、常務理事の3名が県OBで、理事6名は非常勤ですが、そのうち1名が商工観光労働部次長、4名は県OBでございます。常勤職員は、県からの派遣職員が12名、県OBが3名となっております。

続きまして、令和3年度の事業実績について御説明いたします。

令和4年9月定例県議会提出報告書の49ページをお開きください。

2の事業実績でございます。主なものを御説明いたします。

まず、表の(1)経営課題等に対する相談、助言に関する事業のうち、②は県内中小企業からの相談対応を行ったものでございます。

次に、50ページにあります、(2)の新事業の

創出、新分野への進出等に対する助成に関する事業は、次の51ページにかけて記載しておりますが、産学官による共同研究や環境リサイクル関連の技術開発などに対する支援を行ったところでございます。

続いて52ページを御覧ください。(6)の産業振興の基盤づくりに資する人的、技術的ネットワークの強化及び高度化等に関する事業につきましては、52ページの①から③、次の53ページの④から⑧に掲げる事業により、企業の様々な取組を支援してきたところでございます。

続きまして、経営状況等につきましては、出資法人等経営評価報告書により御説明します。

同じ資料の181ページを御覧ください。

中ほどにございます県関与の状況の財政支出等から御説明してまいります。

令和3年度の県委託料は8,290万5,000円、県補助金は4億4,411万円となっております。

次に、その下にあります、その他の県からの支援等でございますが、工業技術センター内にある事務所スペースは県からの無償貸付けとなっております。

次に、主な財政支出の内容でございますが、①は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者への支援を実施するための補助金、③は機構の運営管理に対する補助、④は産学金労官で構成するプラットフォームによる成長期待企業等の支援を実施するための補助金であります。

続きまして、活動指標でございますが、①から③の全ての指標において、実績値が目標値を上回っております。

①の相談件数については実績数が増えておりますが、よろず支援拠点事業におきまして週2回の小規模セミナーを各地で実施したことに伴うものでございます。

続きまして、182ページをお開きください。

財務状況についてでございます。

まず、左側、正味財産増減計算書の令和3年度の欄を御覧ください。上から三段目の当期経常増減額は174万5,000円、その3つ下の欄の当期経常外増減額は3万円であり、これらを合計した当期一般正味財産増減額は177万5,000円となっております。これは設備資金貸付事業の繰上償還を受けたことに伴う雑収入の増加によるものでございます。

次に、右側の貸借対照表の令和3年度の欄を御覧ください。資産は9億5,063万3,000円、負債は4億5,612万8,000円となっております、この結果、正味財産は4億9,450万5,000円となっております。

次に、財務指標でございます。①の自己収益額につきましては、目標値1,800万円に対し実績値が1,825万4,000円、達成度が101.4%でございます。これは機構において賛助会員の募集に努め、賛助会員費収入が増加したことなどによるものでございます。

②の流動比率ですが、設備資金貸付事業において新規貸付けが終了したことにより、貸付先からの返済によって機構から県への借入金返済額が減少していることなどにより、流動負債が減少したことから、目標値を上回る結果となっております。

次に、直近の県監査の状況でございますが、昨年度の監査において指摘事項等はございませんでした。

次に、総合評価について御説明いたします。

機構の自己評価では、活動内容をA、財務内容・組織運営をBとしております。

県の評価としましては、活動面では各指標の目標を上回り、特に、相談件数増につながる取

組等、努力していることからA、財務面につきましては、県への依存度は高いものの、財政指標は目標を上回っており、財政運営は順調と認められることからB、組織面につきましては、県の派遣職員に比べプロパー職員が少ないという課題はあるものの、理事会等の運営、業務効率化の推進など、適正な運営がなされているということでBとしております。

続きまして、令和4年度事業計画についてでございます。

61ページを御覧ください。

2の事業計画でございます。表の下から2番目の項目でございますが、今年度、新たに(2)の①新事業展開支援事業を実施し、新型コロナウイルスや原油価格・物価高騰等の影響を受けた企業に対して補助を行っております。

また、63ページの表の下のほう、(6)の⑤地域食資源高付加価値化推進事業、⑥みやざきローカルフードプロジェクト強化事業、さらに、次の64ページ、⑧新事業創出支援事業、⑨ビジネスプロデュース事業の実施によりまして、本県食資源の高付加価値化や、環境の変化に対応する新たなビジネスモデルの創出支援、知的財産や技術シーズを活用した事業創出支援などに取り組むこととしております。

企業振興課からは、以上でございます。

○海野観光推進課長 常任委員会資料にお戻りいただきまして、13ページをお開きください。

公益財団法人宮崎県観光協会の経営状況について御説明いたします。

まず、1の役割等ですが、当協会は国内外の観光客、MICE、スポーツ大会・合宿等の誘致を行うことにより、本県の観光振興を図り、地域経済の活性化等に寄与することを目的としております。

(3)の出資状況は、基本財産2億8,000万円のうち、県の出資額は1億750万円、出資割合は38.4%となっております。

次に、3の組織等であります。下の組織図のような体制になっておりまして、令和4年4月1日現在で役員は26名で、うち常勤役員は県OBの専務理事と常務理事の2名です。また、常勤職員は27名で、うち県派遣職員が5名となっております。

次に、経営状況等の詳細についてでございますが、別冊の令和4年9月県議会定例会提出報告書の157ページをお開きください。

まず、一番上の概要と、その下の県関与の状況の人的支援の状況につきましては、先ほどの委員会資料で御説明したとおりでございます。県関与の状況のうち、財政支出等についてはありますが、県の補助金が令和3年度は48億6,881万7,000円となっております。

その内訳ですが、その下の主な県財政支出の内容にございますとおり、①県民県内旅行キャンペーン事業としまして、県民向けの県内宿泊等の割引支援等に係る経費で約30億円、②観光客誘致促進事業としまして、国内外からの観光誘客促進のための対策等に係る経費として約10億円、③宿泊事業者感染拡大防止等支援事業は県内宿泊事業者が取り組む新型コロナウイルス感染拡大防止対策の支援に係る経費として約6億3,900万円のほか、④スポーツランド推進事業で7,000万円、⑤新しいニーズに対応した観光地域づくり推進事業で2,900万円となっております。

次に、一番下の活動指標についてであります。①観光入込客数、②MICE参加者数、③スポーツキャンプ参加者数の3つの活動指標を設定しております。新型コロナウイルス感染症の影響により、本県への人流が減少したことから、

全ての活動指標について目標値を下回っております。なお、①の観光入込客数につきましては、後ほど、その他報告事項で御説明させていただきます。

続いて、158ページをお開きください。

財務状況についてであります。まず、左側上のほうの正味財産増減計算書の令和3年度の欄を御覧ください。経常収益は49億1,926万1,000円、経常費用は49億1,957万9,000円であり、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額はマイナス31万8,000円となっております。経常外収益、経常外費用は必要はございませんでしたので、当期一般正味財産増減額はマイナス31万8,000円となり、その結果、一般正味財産期末残高は3,942万3,000円となっております。

指定正味財産期末残高2億8,244万9,000円と合わせますと、正味財産期末残高は3億2,187万2,000円となっております。

次に、右側の貸借対照表についてであります。令和3年度の欄を御覧ください。資産は流動資産、固定資産を合わせまして4億4,184万6,000円、負債は流動負債、固定負債を合わせまして1億1,997万4,000円となり、資産から負債を差し引いた正味財産は3億2,187万2,000円となっております。

次に、財務指標についてであります。①の自己収入比率は当期支出合計に対する自己収入等の割合でございますが、目標値20%に対して実績値は0.9%で、達成度が4.5%。②の自主事業比率は当期支出に対する自主事業の割合でございますが、目標値60%に対して実績値99.6%で、達成度166%、③の管理費率は当期支出合計に対する人件費等の管理費の割合であります。目標値25%に対して実績値0.4%で、達成率198.4%となっております。

次に、直近の県監査の状況についてですが、令和3年11月に行われた県監査における指摘事項等はございませんでした。

最後に、総合評価についてでございます。まず左側、協会の自己評価について、活動内容をB、財務内容をB、組織運営をBとしているところであります。これに対する県の評価としましては、右のほうになりますが、観光業界が新型コロナウイルスの影響を受ける中、県や関係機関との連携を図り、観光業の復興に必要な事業を迅速かつ効果的に実施できたことから、活動内容をB、賛助会員の確保など自己収入増に取り組む必要はあるものの、自主事業比率や管理費率等は目標を上回っていることから、財務内容をB、新型コロナウイルスの感染状況や補正予算の動きに柔軟に対応できる業務執行体制が整っていたことから、組織運営をBとしております。

説明は以上であります。

○吉田オールみやざき営業課長 公益財団法人宮崎県国際交流協会について御報告いたします。常任委員会資料の14ページをお開きください。

まず、1の役割等でございますが、当協会は多文化共生の社会づくりと県民の幅広い参加による国際交流活動を促進し、諸外国との相互理解や友好親善を深めることにより、宮崎県の国際化や地域活性化に寄与することを目的としております。

(3)の出資状況であります。財団の基本財産5億4,360万円のうち、県の出資額は4億4,307万円で、出資割合は81.5%であります。

2の事業内容は後ほど御説明いたします。

3の組織等であります。体制につきましては組織図のとおりでございます。また、一番下にありますとおり、令和4年4月1日現在で、理

事と監事を合わせた役員が10名、うち常勤役員は県OBの常務理事1名となっております。常勤職員は10名で、うち県派遣職員が2名となっております。

続きまして、令和3年度の事業実績について御説明いたします。

別冊の令和4年9月県議会定例会提出報告書の69ページをお開きください。

2の事業実績につきまして、主なものを御説明いたします。まず(1)の交流推進事業では、国際交流サロンや国際交流展示などを開催し、(2)の情報提供事業では、協会誌サウス・ウインドの発行や、英語など4か国語による国際プラザニュースの発行を行ったところでありませ

次に、70ページをお開きください。

(3)の外国人住民支援事業では、外国人住民等からの行政・生活全般に関する相談対応や情報提供を多言語で一元的に行う、みやざき外国人サポートセンターの運営や、外国人住民のための日本語講座などを実施しております。

(4)の国際化推進事業では、県民の方を対象とした国際理解講座や多文化共生アドバイザーを派遣して行う講座などを実施したところでありませ

次に、経営状況等につきましては、宮崎県出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

同じ資料の159ページをお願いいたします。

まず、一番上の概要と、その下の県関与の状況のうち、人的支援の状況は、先ほどの説明と重複しますので省略させていただきます。同じく県関与の状況のうち、財政支出等については、令和3年度の実績は県委託料が5,054万円余となっております。その内訳は、その下の主

な県財政支出の内容にありますとおり、①の多文化共生地域づくり推進事業と②の外国人住民等相談窓口運営事業、③の地域日本語教育体制整備事業に係る委託料となっております。

次に、一番下の欄にあります活動指標ですが、①の研修・講座の延べ参加者数、③の宮崎県国際プラザ延べ来館者数は、新型コロナウイルス感染拡大により研修・講座の中止や人数制限による実施のほか、国際プラザの一時閉鎖などの影響があり、目標値を下回っております。また、②のホームページアクセス数は内容の充実を図るリニューアルを行ったことなどにより、目標値を上回っております。

次に、160ページをお開きください。

財務状況についてであります。まず、枠内左側の正味財産増減計算書であります。令和3年度の列を御覧ください。一番上から順に、経常収益は5,488万円余、また経常費用は5,421万円であり、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は67万3,000円となっております。これと一般正味財産期首残高464万円余と合わせた一般正味財産期末残高は531万円余で、これと下から2番目の指定正味財産期末残高5億4,360万円を合計しました正味財産期末残高は5億4,891万円余となります。

次に、枠内右側の貸借対照表についてであります。一番右側の令和3年度の列を御覧ください。一番上の資産は5億5,455万円余で、3行下の負債は563万円余となっており、さらに3行下、資産から負債を差し引いた正味財産は5億4,891万円余となっております。

次に、財務指標についてであります。①の自己収入比率は当期支出合計額に対する基本財産運用収入や会費、雑収入などの自己収入及び自主事業収入の比率であります。目標値10%に

対しまして実績値は6.4%で、達成率は64.0%となっております。

また、②の管理費比率は、経常費用に占める管理費の割合であります。目標値12.0%に対しまして実績値は12.0%と達成率100%となっております。

次に、総合評価についてであります。まず、協会の自己評価は活動内容をA、財務内容をB、組織運営をBとしているところであります。これに対する県の評価は、右側の欄となりますが、活動内容は多様なニーズに対応した事業に積極的に取り組むとともに、外国人材の増加に対応するため、みやざき外国人サポートセンターの運営や日本語教育体制の整備に取り組んでおりますことからA、財務内容は、県からの受託事業費が収益の多くを占めており、今後も自己収益増に取り組む必要がありますことからB、組織運営については、最小限の人数で運営されておりますけれども、専門分野の向上など職員の体制強化に取り組む必要があることなどからBとしたところでございます。

最後に、令和4年度の事業計画についてであります。

こちらは、同じ資料の75ページ以降に掲載しておりますが、前年度とほぼ同じ内容でありますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上でございます。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

○山内副委員長 9月県議会定例会提出報告書、156ページの宮崎県機械技術振興協会の県監査状況の部分で、令和3年12月の監査で再委託に係る手続に関して指摘があったということなのですが、この内容と、どのような改善を図るのかを御説明いただけますでしょうか。

○佐々木企業振興課長 県監査の指摘状況でございますが、まず再委託に関して御指摘いただいておりますけれども、再委託の内容につきましては、機械技術センターの警備、清掃あるいは設置されている機器の調整などのメンテナンス費用を外部に委託しているものでございます。こういった再委託につきましては、事前に県に承認の手続を取る必要があるという御指摘をいただいております。今年度からそういった承認手続を行っているところでございます。

もう一点につきましては、設備機器には精密な検査機器等がございまして、リースで置いているものがあるのですけれども、そのリースした設備機器につきまして、会計処理上は資産として計上するべきではないかという御指摘をいただいております。リースの機器につきましては資産として計上する場合と、賃借料として毎年必要な経費を計上する場合とありますけれども、そこにつきましては、契約の内容を再度見直しております。適切な会計上の計上の仕方について、今、会計事務所と検討しているところでございます。

○山内副委員長 再委託に関しては、事前に県の承認が必要だったという部分は、振興協会が単に事務的にそれを知らなかった、ということで受け止めでよろしいのでしょうか。

○佐々木企業振興課長 おっしゃるとおりでございます。本来は指定管理の委託契約の中で、再委託する場合には県に事前に承認をとることになっておりますが、ずっと長い間継続している事業でございましたので、見落としていたということで、手続がなされていなかったということでございます。

○山内副委員長 質問が変わりまして、委員会資料13ページの宮崎県観光協会の役員数について

てなのですけれども、役員が26名、そのうち常勤役員が2名ということで、役員が結構多いなという印象なのですが、役員報酬はどういう形になっているのでしょうか。

○海野観光推進課長 26名の役員報酬につきましては、無報酬になっております。常勤役員の方については給与は支払われております。

○二見委員 観光協会の件で1点確認なのですが、今年度に入ってから、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンを長期間にわたってやっていて、一応9月で終わることになっていると思うのですが、昨年度の事業報告を見ると、普通のとときの観光協会としての仕事だけではなく、今のコロナ禍での仕事にかなり振り回されていたのではないかなと思います。

今年度に入って半分くらいが過ぎ、事業期間が長いことを考えたときに、協会としての本来の業務はどうなっているのかなど。その辺の体制について、人員も特別増えたりしていないような報告になっているので気になったのですけれども、そういったところの対応とか、特に職員の方の勤務時間の状況とかまでちゃんとフォローして、検討して対応されていらっしゃるのですか。

○海野観光推進課長 委員がおっしゃるとおり、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンの額が非常に大きいということで、その運営に職員の方の労力がかなり割かれているという部分はございます。

そのほかの誘致セールスについても、今も取組はしているところであります。ジモ・ミヤ・タビキャンペーンにつきましても、担当者はいらっしゃるのですけれども、全体的には、ホテル旅館組合とか、関係団体の方々にも協力してもらって回しているという部分があって、全てを協会の担当者だけでやっているものではござ

いませんので、そこは役割分担というかお願いしながら、このジモ・ミヤ・タビキャンペーンの中で回しているということもあります。

それ以外の部分については、やはり労力がかけづらくなっている部分はあるのですけれども、やるべきこと、計画されていることは実施している状態です。教育旅行の誘客セールスとかも含めて、取り組むべきものについては取り組んでいると聞いております。

○二見委員 分かりました。

○西村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようでありますので、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○高橋商工政策課長 常任会資料の15ページをお開きください。

宮崎県中小企業振興条例及びみやざき産業振興戦略の令和3年度における主な取組状況について御報告いたします。

まず、15ページに条例と戦略の概要を記載しております。

宮崎県中小企業振興条例は、中小企業の振興により本県経済の発展と県民生活の向上を図ることを目的に、平成25年4月に施行したもので、3つの基本理念を掲げ、条例に基づく主な施策の実施状況につきましては、毎年度公表することとなっております。

次に、みやざき産業振興戦略は、県総合計画の未来みやざき創造プランの商工業分野に関する分野別計画として策定しているもので、計画期間は、令和元年度から令和4年度までとなっております。

付加価値の高い産業の振興及び良質な雇用の確保を目標として掲げまして、数値目標を設定し、具体的な施策を盛り込んでおり、当戦略に

つきましても、各施策の実施状況につきましても、毎年度公表することとなっております。

本日は中小企業振興条例で掲げる基本方針の商工分野における具体的な施策がみやざき産業振興戦略と重複している部分も非常に多くございますので、両者を合わせまして産業振興戦略の柱立てに沿って説明させていただきます。

なお、条例と戦略、それぞれの取組状況の詳細につきましては、別冊資料として取組状況をお配りしておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

それでは、常任会資料に戻っていただきまして、16ページをお願いいたします。

戦略の3つの方針ごとに、令和3年度の主な実績をまとめております。なお、令和3年度につきましても、新型コロナ対策として実施した事業も数多くございますので、特に新型コロナ対策として実施したものに付きましてもは黒丸で示しております。

まず、方針1、将来にわたって地域の経済と雇用を支える企業・産業の振興についてでございますが、今後、人口減少が確実に進んでいく中で、持続可能な経済社会を築いていくことがますます重要になる中、地域を支える企業や産業を育成するという方針の下に行った取組でございます。

主な実績といたしましては、1の中核企業の育成といたしまして、地域経済を牽引することが期待される成長期待企業28社に対して企業成長促進プラットフォームによる集中的な支援を行うなどしたところであります。

2の中小・小規模企業の振興といたしまして、商工会等を通じた専門家の派遣や、よろず支援拠点等での相談対応に取り組んだほか、新型コロナ対策といたしまして、県の緊急事態宣言等

の影響を受けた事業者に対して県内事業者緊急支援金を支給したほか、低利な融資等による金融支援を行ったところであります。

3の成長産業振興といたしましては、フードビジネス、医療機器といった本県の強みを生かした成長産業の育成、支援を実施したほか、4の戦略的な企業立地と定着支援といたしましては、県外事務所や市町村と連携しながら、企業訪問、既に県内に立地した企業へのフォローアップなどを実施したところであります。

17ページをお開きください。

5の商業・サービス業の振興といたしましては、商店街のにぎわい創出につながる市町村の取組への支援を行ったほか、まちづくりを担う商店街のリーダーの育成、インターネットを活用した販路拡大に取り組む事業者へのセミナー等を行ったほか、新型コロナ対策としまして、市町村と連携したプレミアム付商品券の発行等の消費喚起策を実施したところであります。

6の観光振興といたしましては、宿泊事業者が行う感染症対策や前向き投資への支援、県民等を対象にした県内旅行の割引支援などに取り組んだところであります。

次に、方針2、みやざきで暮らし、みやざきで働く人財の育成・確保であります。生産年齢人口が減少する中、県内企業の働き方改革の促進や若者の県内定着、多様な人材の活躍推進を図る方針の下に取り組んだものであります。

具体的には、1の事業所における働きやすい環境づくりを促す取組といたしましては、「ひなたの極」認証制度の普及啓発などに取り組んだところであります。

18ページをお開きください。

2の若者の県内就職促進と離職防止といたしまして、高校生に特化した就職総合情報サイト、

「アオ活」を開設したほか、3つ目の丸にございますとおり、高校3年生を対象とした企業説明会などを実施したところであります。

次に、3のUIJターンの促進では、県内外4か所に設置した宮崎ひなた暮らしUIJターセンタにおいて就職相談に応じたほか、コーディネーターを配置し、県外の大学生に向けた就職情報の提供を行ったところであります。

続きまして、項目の4、5、6にございますとおり、女性や高齢者、外国人といった多様な人材に就業し、活躍していただくという観点から、職業訓練の実施や人材バンクによるマッチングの支援、外国人材を受け入れる企業に向けたセミナー開催などを行ったほか、技能者の育成や職業訓練にも取り組んだところであります。

19ページをお開きください。

方針3、企業の成長等を促す各種支援ですが、海外展開や新技術の開発など、新しいビジネスや成長に向けた取組に一步踏み出す企業を後押しするという方針の下に取り組んだものであります。

1の海外展開の促進では、新型コロナウイルスの影響で活動が制限される中、輸出に取り組みやすい環境づくりとして、海外専門家による支援やものづくり企業を対象としたオンラインの商談会などに取り組んだところであります。

2の新技術の開発や活用等の支援では、工業技術センターや食品開発センターによる技術移転や、公設試験研究機関等と連携した企業の新製品・新技術開発等の支援に取り組んだほか、3の事業承継支援では、事業承継ネットワークを通じた事業承継診断、また事業承継・引継ぎ支援センターによるマッチング支援などに取り組み、58件の成約があったところであります。

4の起業・創業支援につきましては、創業予

定者に対する商工会等を通じた助言などを実施するとともに、5の支援ネットワークのさらなる強化では、中小企業支援ネットワークにおいて、各種支援策の情報共有や相談体制の連携強化等を行ったところであります。

20ページをお願いいたします。

成果指標の一覧を掲載してございます。表の右から2つ目、計画3年目の列がございまして、ここが昨年の実績であります。表の中ほど、新規開業事業所数につきましては、データ出典元となつてございます厚生労働省の統計——雇用保険事業年報——が12月末頃に発表となる関係上、未確定となっております。

成果指標の進捗状況といたしましては、新型コロナウイルスの影響により、上から3番目の観光消費額や4番目の輸出額が伸び悩む一方、下から2番目のふるさと宮崎人材バンクを通じた県内就職者数や、同じく4番目の県内新規高卒者の県内就職割合は、コロナ禍での地元志向の高まりなどから好調に推移している状況であります。

今後とも、市町村、事業者、関係機関等と連携を図りながら、戦略の目標として掲げる付加価値の高い産業の振興と良質な雇用の確保をしっかりと図ってまいりたいと考えております。

当課からの説明は以上であります。

○吉田オールみやざき営業課長 常任委員会資料の21ページをお願いいたします。

令和3年度のみやざきグローバルプランに基づく主な取組について御報告いたします。

みやざきグローバルプランにつきましては、令和元年6月に策定したところですが、1、策定趣旨にありますとおり、世界の国・地域との経済をはじめとする多様な分野における交流や、地域社会における外国人との共生など、グローバルな視点から取り組むべき施策を本県の重要

施策の一つと位置づけまして、関係機関・団体等と連携・協働し、総合的かつ計画的に推進することを目的としております。

また、2、位置づけにつきましては、県総合計画未来みやぎ創造プランのグローバル関連施策に関する部門別計画として、令和元年度から令和4年度までの4年間の計画期間となっております。

3の推進体制としましては、庁内に設置したみやぎグローバルプラン推進本部を中心に、関係部局が連携し、海外事務所等の海外拠点機能等を活用しながら、下の体系図にありますとおり、グローバル経済交流の強化、グローバル人材の育成・確保、多文化共生社会づくりの推進、国際交流・国際協力の推進の4つの施策を推進しております。

22ページをお願いいたします。

次に、1、令和3年度の主な取組について、施策ごとに主な内容を御説明いたします。

まず、施策Ⅰ、グローバル経済交流の強化ですが、①海外への展開促進としましては、海外事務所等による各種プロモーションを中国や香港、シンガポール等で展開しますとともに、世界的なECの需要の高まりを捉え、県内企業が行う海外のECサイトを活用した販路拡大の支援を実施いたしました。

また、②海外からの誘致推進としましては、コロナ収束後の誘客に向けて、公式SNSやオンラインツアー等によるデジタルプロモーションを展開しますとともに、東京オリパラに伴う海外代表チームの事前キャンプ受入れを行ったところでございます。

次に、施策Ⅱ、グローバル人材の育成・確保ですが、①グローバル社会に対応できる幅広い人材の育成として、コロナ対策を徹底しながら、

県の国際交流員3名による国際理解講座等を実施しますとともに、②産業分野での人材の育成・確保として、医療や介護、農業などの各分野において外国人材の受入れ体制整備に取り組んだところであります。

23ページをお願いいたします。

次に、施策Ⅲ、多文化共生社会づくりの推進ですが、①外国人住民への支援として、地域日本語教室を計8回開催しますとともに、②外国人と共生する地域社会づくりとして、多文化共生アドバイザーの派遣による異文化理解・多文化共生に関する講座を計10回開催いたしました。

次に、施策Ⅳ、国際交流・国際協力の推進ですが、①国際交流の促進として、県内の高校生と韓国人留学生によるバスツアーを実施しますとともに、②国際協力の促進につきましては、ブラジルからの県費留学生の受入れに関して調整を行い、今年5月から1名の留学生を受け入れているところでございます。

最後に、2、成果指標の進捗状況ですが、全体の輸出額や訪日外国人延べ宿泊者数など、幾つかの指標については新型コロナの影響を大きく受けまして、策定時の数値を下回る結果となったところでございます。今年度に入りまして、少しずつ海外との人の往来が再開されつつありますことから、アフターコロナを見据えた取組を着実に実行しながら、令和4年度の目標達成に向けて推進してまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○海野観光推進課長 常任委員会資料の24ページをお開きください。

令和3年宮崎県観光入込客統計調査結果の概要につきまして御報告いたします。

この調査は、県内の観光地177地点及び集客イベント8地点で行っております。

まず、1の調査時期は令和3年1月1日から12月31日までであります。

次に、2の調査結果概要(1)観光入込客数です。表1を御覧ください。

令和3年は、下から4行目の合計の欄にありますとおり、1,012万6,000人回で前年比で0.7%減少しており、このうち県外客は447万5,000人回で前年比7.1%減少、このうち訪日外国人は7,000人回で前年比82.5%減少となっております。県内客は565万1,000人回で前年比5%増加となっております。

入込客数が減少した要因としましては、令和2年に引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う県独自の緊急事態宣言の発令や、国のまん延防止等重点措置の適用対象地域になるなど、外出自粛が要請されたことによる影響が大きかったものと考えております。

県外客の減少に対し、県内客は増加しておりますが、これはジモ・ミヤ・タビキャンペーンの効果等によるものであると考えております。

訪日外国人につきましては、観光目的での入国制限が継続された影響を受けまして、前年より大きく減少しております。

次の25ページを御覧ください。

(2)観光消費額です。令和3年の本県の観光消費額は、表2の下から4行目にありますとおり、合計で1,051億3,700万円で前年比0.7%増加しており、このうち県外客は686億3,100万円で前年比2.7%減少、県内客は365億600万円で前年比7.7%増加となっております。

訪日外国人につきましては、表の下の米印にありますとおり、観光消費額単価の推計根拠となります国の調査が実施されなかったことから、消費額を算定できないため、横線で表記しております。

説明は以上でございます。

○那須スポーツランド推進室長 常任委員会資料の26ページを御覧ください。

宮崎県屋外型トレーニングセンターにおけるネーミングライツの導入についてであります。

まず、1の目的であります。本県ではスポーツランドみやぎきのさらなる推進に向け、宮崎市内にサッカー、ラグビー、陸上競技、トライアスロン等のトップアスリート等の合宿拠点として活用できる屋外型トレーニングセンターを整備しており、当該施設につきましては、民間事業者等からのネーミングライツを導入することで、県の歳入確保を図り、維持管理費用に充てることとしております。

次に、2の募集方針であります。(2)の希望金額は、年額1,500万円程度で募集を行いたいと考えておりますが、別途看板設置費用はスポンサーに負担していただく予定です。

(3)の希望期間は、愛称の定着を考慮しまして、5年で募集を行いたいと考えております。

(4)の選定方法ですが、外部の委員で構成する選定委員会を設置し、選定してまいります。

最後に、3の今後のスケジュールであります。

(1)の応募受付期間は9月30日から11月16日まで、(2)のスポンサー企業の決定は12月下旬を予定しております。(3)の命名開始につきましては、供用開始と同様に来年4月を予定しております。

説明は以上であります。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○二見委員 1点確認なのですが、先ほどの観光消費額で、宿泊客の観光消費額というのはどういったものを積み上げた額になるのですか。宿泊費だけですか、それともそこでの飲

食費とか、全て含めているのでしょうか。

○海野観光推進課長 日帰り客と宿泊客の違いは、宿泊費があるかどうかで、宿泊客については、旅行に付随して発生する交通費やお土産代などを含めて旅行に関する費用としております。

○二見委員 ジモ・ミヤ・タビクーポンとかは、ここの額には出てこないのですか。

○海野観光推進課長 宿泊費も入っておりますので、ジモ・ミヤ・タビキャンペーンを利用したのかどうかは分かりませんが、利用されていたら、利用されていた部分も入ってくることになります。

○山内副委員長 20ページの産業振興戦略とか中小企業振興条例に関連して伺いたいのですが、コロナによる最近の倒産件数は、宮崎県内でも以前よりも数が少なくなっていますと耳にするのですが、その倒産件数というのが、規模が結構大きい企業の倒産件数しかカウントされていないかなと思います。

この中小企業の倒産件数ですとか、県内のいわゆる中小企業の年別の推移を把握されていたら教えていただきたい。また、その増減に関しての分析も伺いたいと思います。

○島田経営金融支援室長 倒産件数でございますが、御指摘いただきましたとおり、令和3年度は20件、令和4年度は今のところ6件ということで、比較的低水準で推移しております。

この件数、1,000万円以上のデータが民間調査会社の調査で出ているのですが、1,000万円未満のデータというのはなかなかない状況でございます。まして、現在のところ正確な把握はできていないところでございます。

推移でございますけれども、過去5年間ですと、平成30年が31件、令和元年度が34件、令和2年度が30件、令和3年度が20件、今年が6件

となっております。

○山内副委員長 宮崎県の企業数に対して99%が中小企業という数字もどこかで拝見した記憶がありますので、宮崎県内の中小企業が今どういう状況なのかということもしっかり把握して、対策を打っていかないといけないかなと思っています。

倒産件数は分かりました。ありがとうございます。では、県内の中小企業数ということ、全体でどれぐらいなのかという数字は把握されていますでしょうか。

○高橋商工政策課長 県内中小企業の割合でございますが、企業のうち99.9%となっております。企業数は、平成28年の数字でございますが、3万4,855のうち、中小企業は3万4,819となっております。

○山内副委員長 直近の数字が平成28年だと受け止めてよろしいでしょうか。

○高橋商工政策課長 おっしゃるとおりでございます。

○山内副委員長 コロナ禍以前の数字だと思います。コロナでどういう影響、どういう変化があったのかが知りたいところなのですが、この調査はどういうふうに行われているのか、また、今後行われる予定があるのか、伺ってもよろしいでしょうか。

○高橋商工政策課長 こちらの数字自体は、国の調査である経済センサスなどから抽出させていただいている状況でございます。

副委員長のおっしゃるとおり、中小企業の状況をしっかりと把握することは非常に重要でございますので、例えば、その支援機関でございます商工会議所、また商工会等と、実際に各企業の状況はどうなっているのかを含めて、意見交換や情報共有をしながら、必要などころに対

しては適時適切にしっかりと対策を講じてまいりたいと考えております。

○山内副委員長 よろしくをお願いします。

○来住委員 屋外型トレーニングセンターのネーミングライツについて、こういうスポーツ施設の類似施設で、ネーミングライツを導入している施設名と金額を教えてください。

○那須スポーツランド推進室長 県内で例を申し上げますと、県総合運動公園が3,000万円、メディキット県民文化センターが1,000万円、ボタニックガーデン青島が300万円、スポーツランド推進室で担当していますソラシドエアサーフィンセンターが300万円であります。

○来住委員 希望価格について1,500万円となっているのですけれども、これを下回ったり上回ったりすることは起こり得るのですか。

○那須スポーツランド推進室長 希望の金額、希望の期間ということで、応募状況によっては下回る、もしくは期間が短くなる可能性もあろうかと思えます。希望期間、希望金額の確保に向けてしっかり公募、周知してまいりたいと考えております。

○来住委員 希望期間が5年となっているのですが、例えば5年で契約して、契約期間が終わった段階で、また改めて募集をするのですか。

○那須スポーツランド推進室長 5年の契約期間が終了しましたら、改めて公募いたします。

○山下委員 今の公募について、例えば、非常にいいので、あちこちからぜひやりたいという声が出て、いや、2,000万円の価値があるから、うちは2,000万円でもいいよということがあった場合は、そういうこともあり得るのですか。

○那須スポーツランド推進室長 もちろん審査を行いますけれども、その過程で大きな要素になるかとは思います。

○西村委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 最後に、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは以上をもちまして商工観光労働部を終わります。執行部の皆さん、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時39分休憩

午後0時57分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

当委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○西田県土整備部長 県土整備部でございます。よろしくお願いいたします。

説明の前に一言お礼を申し上げます。先月1日に、大分市で開催いたしました東九州自動車道建設促進地方大会におきましては、大変お忙しい中、中野議長をはじめ当委員会からは、西村委員長と重松委員に御出席をいただきました。大変ありがとうございました。また、来月29日には、東九州自動車道油津―南郷間、奈留―県境間の着工式を日南市と串間市でそれぞれ開催する運びとなりました。今後とも、県内高速道路の一日も早い全線開通と暫定2車線区間の4車線化を目指し、全力で取り組んでまいりますので、引き続き県議会の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げます。

それでは、今回、御審議いただきます県土整備部所管の議案等につきまして委員会資料によりまして御説明いたします。

申し訳ありませんが、これよりは着座にて説明させていただきます。

お手元の商工建設常任委員会資料の表紙をめくっていただきまして、目次を御覧ください。

まず、Ⅰの議案につきましては、議案第1号の一般会計補正予算案のほか6件をお願いしております。次にⅡの報告事項につきましては、損害賠償額を定めたことほか1件について報告させていただきます。最後に、Ⅲ、その他報告事項につきましては、美しい宮崎づくりの推進についての報告をさせていただきます。

私からの説明は以上でございますが、詳細につきましては、担当課長等から説明をさせますので、どうぞよろしく願いいたします。

○西村委員長 次に、議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○井上管理課長 県土整備部9月補正予算の概要につきまして御説明させていただきます。

常任会資料の1ページを御覧ください。

議案第1号「令和4年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)」の繰越明許費補正の集計表でございます。太線で囲んでおります9月議会申請分の欄でございますとおり追加の8事業と変更(増額)の5事業について、合わせて29億1,092万6,000円の補正をお願いしております。

2ページをお願いいたします。

内訳でございますが、繰越明許費補正の追加につきましては、表に記載しておりますとおり、県単特殊改良事業をはじめとする8事業につきまして、20億5,050万円をお願いしております。

続きまして、3ページを御覧ください。

同じく、変更につきましては、公共道路新設改良事業をはじめといたします5事業につきまして、8億6,042万6,000円の増額補正をお願いしております。これらの繰越しの主な理由とし

ましては、関係機関との調整に日時を要したこと等によるものであります。

次に4ページをお開きください。

一般会計の債務負担行為補正であります。これは河川課の公共土木災害復旧事業、国道265号道路災害復旧事業の中原地区において工事の期間が年度をまたがることとなりましたことから、債務負担行為の設定をお願いするものであります。期間は令和4年度から令和5年度まで、限度額は4億3,200万円であります。

次に、5ページを御覧ください。

議案第2号「令和4年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号)」であります。これは細島港整備事業における、荷役機械設備の修繕工事等につきまして関係機関との調整に日時を要したことにより、繰越明許費2億2,000万円をお願いするものであります。

説明は以上であります。

○加行道路建設課長 委員会資料の12ページをお開きください。

議案第15号であります。これは国道327号佐土の谷工区で施工する、仮称佐土の谷3号橋上部工工事に関する工事請負契約の変更についてであります。

1の事業概要であります。当工区は、東臼杵郡椎葉村大字松尾で実施している道路改良事業で、延長3,400メートル、車道幅員5.5メートル、全幅7メートル、全体事業費は約124億円であります。

次に、2の工事概要であります。

次のページの13ページを御覧ください。

上から、平面図、側面図、断面図となっております。佐土の谷3号橋につきましては、側面図、断面図にありますように橋長124メートルコンクリートの箱桁橋であります。

前に戻っていただき、12ページを御覧ください。

3の工事請負契約の概要であります。契約金額が5億2,985万9,232円、変更契約の金額が5億4,439万8,023円、1,453万8,791円の増額であります。契約の相手方はオリエンタル白石・大和開発・旭建設特定建設工事共同企業体で、工期は令和3年3月8日から令和4年10月31日までであります。

4の変更理由であります。週休2日工事及びインフレスライド等による請負金額の変更を行うものであります。

その主な内容について御説明いたします。

14ページをお開きください。

まず上段の週休2日工事による変更であります。技術企画課からの通知により、契約後、受発注者の協議において週休2日の実施の有無を決定し、実施するに当たりましては、工事完了後に4週6休以上の休日を達成した場合に、現場管理費等を増額補正し、請負金額を変更するもので、今回4週6休を達成できたため、請負金額の変更を行うものであります。

次に、下段のインフレスライドによる変更であります。国土交通省から令和4年2月18日付の「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」の通知の中で、労務単価が上昇したことによるインフレスライド条項の適切な運用の要請があり、この通知を受け、技術企画課より受注者に対して、「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価等について」の運用に係わる特例措置について」を通知したところです。

宮崎県工事請負契約約款第25条第6項にも、インフレーションによる賃金等の急激な変動に対応するため、請負金額の変更を請求することができることとなっております。

インフレスライド対象工事の条件といたしましては、残工事の工期が2か月以上あること、新単価適用後の残工事請負額が1%以上増加することであり、本工事ではスライド基準日以降残工事が7か月あり、新単価適用後の残工事の請負額が2.6%増となったことから、今回、請負金額の変更を行うものであります。

道路建設課は、以上であります。

○東道路保全課長 委員会資料の9ページをお開きください。

議案第14号「工事請負契約の変更」について御説明いたします。

議案第14号は国道218号干支大橋で施工する耐震補強工事に係る工事請負契約の変更であります。

まず、1の事業概要であります。当事業は延岡市北方町早日渡の五ヶ瀬川のかかる橋長385メートルの鋼製のアーチ橋である干支大橋の耐震補強を行うもので、全体事業費は約24億円になります。

次に、2の工事概要であります。10ページの参考資料、上段の図面を御覧ください。

今回の工事内容といたしましては、図面内の赤字で記載している既設部材の補強、粘性ダンパーの新設、支承の取替えなど、地震に対する性能の向上を目的とする工事であります。

資料の9ページにお戻りください。

3の工事請負契約の概要であります。契約金額は8億763万7,103円、変更契約の金額が8億9,268万3,677円、増額8,504万6,574円であります。契約の相手方は、横河NS・清本特定建設工事共同企業体、工期は令和2年3月13日から令和5年3月25日までであります。

4の変更理由であります。工事着手時の現場計測により判明した鋼材数量の増、施工条件の

変更、それらに伴う仮設材賃料日数の増などによって、請負代金の変更をお願いするものであります。

変更の内容について御説明いたします。

10ページをお開きください。

中ほどの変更内容の内訳と書かれた表を御覧ください。左から変更項目、変更内容、それに要した金額を整理したものであります。変更の項目は、①施工条件の変更によるもの、②塗装工の変更によるもの、③仮設工の変更によるものなどとなっております。

以下、主なものについて御説明いたします。

10ページの下段を御覧ください。

これは上の側面図・格点63③の箇所におけるブレイトラスの改修に伴い生じたものであります。図面で薄く赤着色している新設横桁を設置する際に、既設部材の配置が複雑であるため、現場に合わせた吊り込み機器の追加が必要となったものであります。

右下の写真、黄色で囲んでいる機材になりますが、この製作・設置に係る費用が増加したものであります。

11ページを御覧ください。

2つ目は、検査路の撤去・再設置を行ったものであります。右側上段の写真を御覧ください。写真の中ほどに太い丸太のようなものが新設した粘性ダンパーと呼ばれる地震時の揺れを軽減する装置で、その手前にある柵状のものが検査路になります。現場で詳細な配置を確認したところ、新設部材が検査路に干渉することが判明したので、一旦検査路を撤去し、加工した上で再設置したものであります。

3つ目は②塗装の追加でございます。写真右側の黄色い枠で囲んだ箇所が今回塗装を追加した一部分になります。今回、部材の補強を行っ

た箇所については、速やかに塗装を行い品質を確保する必要があります。当初発注の段階では並行して行っている塗装工事において、塗装を実施することとしておりましたが、両工事間で工程調整が整わなかったことから、今回の工事で塗装を行うことが、品質確保や経済の面から効果的であると判断し、追加施工したものであります。

最後に③仮設材設置日数の変更であります。下の工程表を御覧ください。青色で示しているものが計画工程で、その下、赤色で示しているものが実施した工程になります。

これまで説明させていただいた変更内容のとおり、現地着手後、施工条件の変更による詳細調査や追加工事が生じたことなどにより、一番下の足場設置期間比較の欄の黄色着色、赤の斜線で示している仮設足場の設置期間が増加したものであります。

道路保全課の説明は、以上であります。

○迫美しい宮崎づくり推進室長 常任委員会資料の7ページを御覧ください。

宮崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

まず、1の改正の理由につきましては、県条例の基となっております国のガイドラインが改正されたことに伴い、関係規定の改正を行うものでございます。

次に2の改正の内容につきましては、新旧対照表のとおり、禁止地域等に表示または設置できる広告物等を定めた条例第11条第7号として、表の右下の(7)の下線部分になりますが、「公益上必要な広告物等で、その広告料収入を当該広告物の設置または管理に要する費用に充てるもの」という内容を追加するものでございます。

また、その上の本文に、ただし書きを加え、

第7号に掲げる広告物等については、あらかじめ知事に協議をして、その同意を得たものに限るものとしております。その他条項ずれ等はございません。

最後に3の施行期日につきましては、本年10月1日から施行するものとしております。

美しい宮崎づくり推進室からは、以上です。

○**巢山建築住宅課長** 常任委員会資料の6ページを御覧ください。

議案第3号「使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1の改正の理由ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律、いわゆる第12次地方分権一括法の施行による建築基準法の一部改正に伴い、条例で引用する条文にずれが生じたため、所要の改正を行うものであります。

2の改正内容につきましては、条例第3条第1項第421号及び第421号の2を新旧対照表のとおり改正することとしております。

3の施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

続きまして、8ページをお開きください。

議案第13号「建築基準法施行条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

1の改正の理由ですが、先ほどの議案第3号と同じであります。

2の改正内容です。条例第33条の仮設建築物等に対する特例に関する条項につきまして、新旧対照表にありますとおり改正することとしております。

3の施行期日につきましては、公布の日から施行することとしております。

建築住宅課の説明は、以上であります。

○**西村委員長** 執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○**坂口委員** 勉強を兼ねてですけれども、橋の設計変更は、粘性ダンパーの据え付けで、特に仮設部分がなかなか分かりにくいです。なぜ仮設で設計変更の対象になったかのを理解したいんですけども、まずこれは任意仮設だったんですか、指定仮設だったんですか。

○**東道路保全課長** 今回の干支大橋の足場については、任意仮設となっております。

○**坂口委員** 任意仮設の場合、基本的には設計変更の対象にするというのはどうかなと思うんですよね。

まず、見積りをして受注していくわけで、当然業者が見積りをするときに、仮設については我が社のやり方でやることになると思うんですね。

これはあくまでも図面で示した仮設の一つの事例であって、仮設というのは納品する品物じゃなくて消えていくものですから、我々は発注業者として、受け取る対象にはならないんですよ。だから、発注者側としては、どんなやり方でやってくださろうと、安全に、品質がしっかり確保されたものが納品されればそれでいいわけで。ただそのことによって、事故につながるとか、あるいは、この仮設で傷めた部分を公共の資本としてまた使うんだという、特殊な事情があるとき——発注者が指示したとおりにやっていかなきゃいけないということになると、指定仮設だと思うんですね。

これは補強のために粘性ダンパーを入れるだけの工事だから、ダンパーの部分に限れば、業者は、うちはこの工事をこうやってやる、だからこの費用がかかるということで積算してくると思うんですよね。その辺り、発注されるときに、もうちょっと神経を使わなきゃいけない部分はあったんじゃないかなって気がするんです

けれども、そういった意味からの、指定仮設と任意仮設の考え方を、まず聞かせてください。

○東道路保全課長 工事の目的物を完成するために必要な仮設物で、河川法の法的制約や、仮設道路、仮橋などの一般交通に供する特別に定めた仮設物については、指定仮設ということで、構造や寸法などを定めて、発注しているところでございます。

その他、受注者の裁量に委ねられる、今おっしゃったような今回の足場みたいなものについては、任意仮設としているところがございます。

今回のダンパーにつきましては、アーチ橋でいろんな部材がありますけれども、現場によって、吊り足場ですとか、単管足場ですとか、重量足場といったところを、それぞれ積算に反映させていただいているところです。今回の変更内容としましては、その足場のところは変更しておらず、事前に現場で再調査と言いますか、細かい調査をやるための期間、もしくは海外からの納入の遅れ、あと追加工事、そこについての日数を積み上げたものでございまして、仮設をいじったわけではないといったところがございます。

○坂口委員 結局、工期が延びたとか、そういうことよっての経費増の設計変更ということになるんですかね。

塗装はいいと思うんですよ、先でやるはずのことを今回やっておけば、次に減額になるでしょうから。

問題は、ダンパーを入れるのに、入らないから足場を仮に外しておいて、ダンパーを奥に置いた時点で再度足場を組む、そのために工期が延びたとか、外す手間、取りつける手間があるということでの設計変更というわけではないんですか。

○東道路保全課長 ダンパーのところですよ、足場を調査の段階、施工の段階、設計変更の中、ずっと置きっぱなしといたしますか、その状態でやっています。ですから、撤去するときも設置するときも、足場を置いたままで、今回トータルの足場の残置期間が長くなるといったところがございます。

現場で協議を重ねてきた中では、1回足場を撤去して再設置するよりも、足場を残置したほうが経済面でも有利だったということで、今回のような変更に至っております。

○坂口委員 足場は、当初設計のとおりで、足場に関しては設計変更の対象にはなっていないことですか。そうすると設定変更の対象になったのは、工期が延びたことと、当初入っていなかったさび止めだとか、塗装をやることになるわけで、この仮設に関しての設計変更というのは、ここにはないんですか。この金額に入れられていないということではないんですか。

○東道路保全課長 仮設の中では、橋梁足場の日数の追加、賃料がかかったといったところの変更でございまして、それとは別に、施工条件の中で、今回一番最初に説明しました、足場は当初から見えていたんですけども、この横桁を吊り込む装置——10ページの下の写真右側ですけども——こういったものについては、また新たに追加工事として見ているという状況です。

○坂口委員 この吊り込み装置がなかった場合、この工事はできるんですかね。

○東道路保全課長 委員のおっしゃるように、この点について当初の設計の段階と言いますか、ここらは、やはり経験不足のところがあったりしまして、足りなかったかなといったところがございます。

当初の設計の段階では、クレーンで吊り込ん

で、そのまま降ろす想定だったんですけれども、現場に多くのアーチ部材があったりとか、細かいところの設計時の配慮が足りなかったのかなとは思っています。

○坂口委員 現場を見ていないから分からないけれども、これは通常だと気づかないといけません。この吊り込み装置は、当初から設計に入っていけなきゃいけないか、これ微妙だなと。

吊り込みでやるか、それとも穴を開けて直接降ろすかという判断は、現場にちょっと手をつけなきゃ分からないというときは、施工条件明示書で明示して、設計変更というのなら分かるんです。ところが、受注者はこれでやれると金額を提示して、しかもその提示は誰にでもさせず、経験業者とか実績業者にやらせるわけですよ。だから、ここで設計変更というのは、やっぱり我々納税者サイドに立つと、何でということになると思うんですよ。

この据え付け方というのも、任意仮設に入ると思うんです。最初からこれに気づいた人は、うちはこの仮設ではできない、だからこういうやり方で据え付けさせてくれと質疑書を出してくると思うんですよ。穴を開けるのはまかりならんとか、ちゃんと復旧するという条件をつけて、そこで答えを出していく、それが本当じゃないかなと思うんです。そして、価格で競争させることになるのが、実際の競争入札になるんじゃないかなと思います。

これはこれで行政側がしっかりと検討して、コンサルタントとも相談されてされたことから、僕らがそれに反論するというのは、限界を超していることで、それはそれでいいけれども、ちょっと理解に苦しむなというのがあります。

それから単価スライドは、労務費でしたかね。

○東道路保全課長 今回10ページの変更内容の

内訳の⑤その他のところで、粘性ダンパーの単価スライドということで、一部増額をお願いしているところです。

このダンパーにつきましては、資材ということで、今回この資材が海外の製品でして、現場に材料が到着しまして、その後支払いになりますが、ドル建てで契約をしておりますので、契約時点と送金時点で、為替差が生じまして、今回、単品スライドの対象となっているところでございます。

○坂口委員 粘性ダンパーは、多分パテントなり何なりで専有されていて、海外の品物を輸入せざるを得ない。逆に言えば、設計段階でまず探すべき国内に、これと同等の機能を有するものがないことが前提での、海外からの調達だと思うんです。そうすると、まずコンサルタントあるいは県は、海外から確実に、工期内に確保できるという見通しが必要ですよ。だから、受注業者は注文、製作、発注ということになると思うんです。そうすると、そこで契約金額が決まっているというのが一つあると思うんですね。

だからその契約書に書かれた金額を払えばいいというルールなのか、いやこれは円建てでいくから、当時の為替で払うというルールなのか、それともドル建てだから、逆に当時の円より安くなったじゃないかということになるのか。

そこらが今度は設計変更となると、海外の品物で、こんなに為替が変動していくと、契約上、いつのどの約束で、こういった形で支払うのかまで、施工条件明示書なりを入れておいて——僕は、設計変更は通常の方法では駄目だと思うんです。ドル建て、円建て、時の為替で、いつ契約する、契約したら工期内に確実にその品物が届いて、県が発注した橋はしっかり補強され

ますと見通して——ここの整理というのが今必要じゃないかという気がするんですけども、簡単に単価スライドで対応していいものなのか、幾らで入ったのかを確認して、実際にこれが一番考えられる調達方法だったのか。

致し方ない社会経済情勢の変動だ、だからそれは単価スライドで見えてあげるんだという一つの判断基準が——これをやらなきゃ駄目だというんじゃないんですよ、なんかそういう複雑な背景の中での設計変更かなという気がするものだから。

部長でも、次長でもいいんですけども、今の建設業法、関連法ですかね、あるいは商法なりで、これしかないんだというのがあればまた別ですけども、どんななんですかね。

○東道路保全課長 まず、最初の粘性ダンパーを国内か、海外かといったところですが、設計の段階で、今回、計算上の耐力があるものについて、国内の主なメーカーにヒアリングを行っております。生産が可能かどうかをヒアリングした上で、最終的に海外になっているんですけども、ヒアリング時点では、当然生産していないので、今からそういった開発にも時間がかかる、そしてその性能をしっかり担保するものができるかどうかというのは確約できないということで、設計の段階では海外製品ということにしておりまして、設計時点から現場までの時間がありますので、発注の段階では、新たな開発等が進めば、国内の製品でいいという条件をつけているところでございます。

今回のドル建ての話につきましては、契約書はドルでの契約になっておりまして、こういったケースというのも初めてと言いますか、なかなか経験のないところもありまして、国にも相談した結果、単品スライドの対象となると、で

はどうやってその契約基準を——これまでは鋼材ですとか油脂類ですとか、そういったそれぞれの基準がありますけれども——最終的には、甲乙協議の中で、最新の契約書時点と納入時点と言いますか、ほかの鋼材とか油脂類の取扱い等に近い形で設定したところでございます。

○坂口委員 批判でも何でもありませんよ。とにかく素朴な疑問点を今教えてもらっているだけで。

通常だと、見積りという方法がありますよね。周りに品物も何もないと、あそこの会社がつくるらしいとなったときに、設計書をつくるのに、まず見積りをやる。そして、同等の機能と言われたけれども、そういったところに見積りを幾つか取って、それをまず単価表に入れる。今の話じゃ当然物価本はないでしょうから、見積りを取って入れていく、そういう作業も、ここで一つ要と思うんです。そういったものの場合によっては、特殊なものについては見積りを明示して積算させるという方法ですね。機能明示と同時に、参考の見積価格を入れて見積もらせていくというのがある。何かそんなものがないと、単価スライドといっても、その数字の差を何で決定づけるのというのが一つあるし、上がるのも下がるのも、ドル建て、円建ての契約で変わってくるしですよ。

今後あまりこういうことってないかも分からないですけども、そこはどうも疑問なもんだから聞いたんですが、こういうときは見積りなんかはやっぱり採択されないんですか。

○東道路保全課長 委員のおっしゃるように、今回は特殊な製品ということで、積算する際に、特別調査等もしております。

本来、建設の単価があれば、その実勢価格と県の設定価格を比較しながらやる場所なんで

すけれども、その特別調査の中で上がってきた製品ということで、取扱要領上は、特別調査の案件については、実勢価格でいいとございましたので、その当時、発注段階の為替と、送金時の為替で算定したところがございます。

○坂口委員 特殊なケースでなかなか過去に例のないケースだと思うんですけれども、今後なくもない、特に老朽化した大型施設の更新とか、補強・補修になると、なくもないです。だからそういうときは、見積りを積極的に利用していくというのが一つかな。

それ以前に、任意仮設なのか、指定仮設なのか、しっかり統一した判断基準を持って、今回指定仮設だぞ、あるいは任意仮設だぞ、だからあなたの責任ですよと、受注者側にも、あなたそれでできると言ったんだから、我々は品物を頼んでるだけで、工法なんていうのはあなた任せだからということで、その考えをしっかりと分けておかないと、ややこしい物件が出てくるかなという気がするものですから、ここらに対して、何か県土整備部として考えがあれば。

○西田県土整備部長 社会資本整備において、大変貴重な御指摘をいただいて大変ありがとうございます。少し個々の説明をしますと、粘性ダンパーは、先ほど道路保全課長から説明があったように、粘性ダンパーに限らず、材料に関しては、我々まずは地産地消、県内でどうにかならないのかという視点でスタートさせます。それで、なければしょうがない、国内のどこかでということで、適正なものを持ってくると。

今回の粘性ダンパーは、その性能仕様に合致する国内のものがないということで、やむを得ず、海外からの納品になった次第であります。

そういった中で、今回単価スライドを適用させているわけですが、そのスライドに関

しましては、やはり国際為替を考慮した製品というのは、まさに経験のないことで、国とも協議しながら今回の手続をしましたので、正しいかなとは思っているんですけれども、やはり今後は物価スライドという単なる一視点ではなく、為替相場といったところもしっかり視野に入れながら、この辺りをWTOとやり取りがある国と、さらに協議をしっかりとった上で、対応してまいりたいと思っております。

冒頭から御指摘いただいている任意と指定の仮設の取扱いですが、基本的には仮設は任意なんですけれども、先ほど課長が説明したように、河川条件で決まっているとか、安全上とか、こちらが指定しないとよろしくないものは指定ということになっております。その任意仮設と指定仮設の取扱いを、いま一度、県土整備部内で研修なりを開いて、そこは間違いのない選定がしっかりできるように指導してまいりたいと考えております。

○坂口委員 なかなか難しいことですが、今言われたように、特にこの指定については、基本的にはもう労働災害、公衆災害、環境汚染それから復旧の必要なものに限るべきだと思うんですね。民間の工法とかそういった技術に任せて、極力任意でやらせるべきで、担保しなければならぬものがあるときだけ、指定にかけべきというのは、もう一回共通認識で、判断基準を共有されることが必要かなと思います。

今言われたように、ドル建て、円建てって僕が言ったのは、WTO物件というのは海外の業者が入ってくれば、そこが逆に安く調達して持って来れることもあるわけなんです。だから、ここらも今後やっぱりちゃんと整理しておかないといけないなというのがあります。

もう一問だけ、先ほどの労務費の単価スライ

ドですけれども、スライド制となると、1%引かれますよね。労務費はそれを支払わないと、やはり働き方改革とか、適切な技能者の地位の向上とか、いろんな意味で、今、担い手3法もそこらをしっかり担保させていますけれども。

そうなったときに、労務費に関して、スライド制だから1%引かれるというのがまかり通っているのかなという疑問もあるんですけれども、ここらはどうですか。

○西田県土整備部長 まさにこの1%は、請け負いの範囲じゃないかというようなことではあります。一応、現行のルールではそうはなっているものの、今、国が様々な建設団体と意見交換をする中でも、この1%の取扱いについて、議論の俎上に上がっているようでありますので、そういった国の動向なりをしっかりと注視してまいりたいと思っております。

○坂口委員 やっぱり担い手確保とか、そういったものは働き方改革といえ、これも最初に100%見る、マイナス1%はあってはならない減額だと思うんですけれども、これはぜひ実現させてください。これはお願いにとどめておきます。

○西村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、次に、報告事項に関する説明を求めます。

○東道路保全課長 常任委員会資料の15ページをお開きください。

道路の管理瑕疵に係る損害賠償額を定めたことについて、地方自治法第180条第2項の規定に基づき御報告いたします。

今回の報告は、物損事故が1件であります。

事故の内容について御説明申し上げます。

発生日、発生場所等につきましては、資料の左側の欄に記載のとおりであります。本件、落

石乗り上げ事故につきましては、車道上に落ちていた石に乗り上げ、車両の底部を損傷したものであります。本件は、被害者に前方不注視の過失がありますので、3割の過失相殺を行っております。損害賠償額は30万3,100円となっております。全て道路賠償責任保険から支払われます。

説明は以上であります。引き続き道路パトロールを徹底するとともに、道路の異常箇所についての情報提供の呼びかけを行うなど、道路利用者の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

道路保全課の説明は、以上であります。

○中原技術企画課長 県が出資しております公益財団法人宮崎県建設技術推進機構の経営状況等につきまして御報告いたします。

別冊の令和4年9月県議会定例会提出報告書の115ページをお開きください。

令和3年度の事業報告について、御説明いたします。

1の事業概要であります。県及び市町村の委託を受けて、公共事業の積算検収や工事管理、工事積算システムの運用管理などの業務を実施しております。

2の事業実績につきましては、積算等事業や施工管理事業などを実施したところであります。

次に、報告書の173ページをお開きください。

令和4年度経営評価報告書でございます。

まず、上段の概要の上から4行目ですが、総出資額3,000万円のうち県出資額が2,000万円で、県出資比率は、66.7%となっております。その下、設立目的であります。当機構は公共事業の円滑な執行を支援するとともに、建設事業の技術水準の向上を図ることにより、良質な社会資本の整備を推進することを目的として設立さ

れた法人であります。

次に、その下の表の県関与の状況であります。まず、上段の人的支援につきましては、表の右側の令和4年度の合計にありますように、役員数は10名であり、その内訳は常勤3名、非常勤7名となっております。常勤役員3名は、県職員が1名、県退職者が2名であります。また職員数は合計18名で、そのうち県職員は6名であります。

次の財政支出等は、県の委託料のみで、令和3年度は2億8,639万円となっております。

次に、主な県財政支出の内容についてです。

まず、①積算等事業につきましては、工事の発注に必要な実施設計書を作成する事業で、令和3年度の決算額は2億2,969万円余であります。②の施工管理事業につきましては、工事現場において施工体制の点検を行う事業で、決算額は3,925万円余であります。以下、③の新技术・新工法等各種情報提供事業1,191万円余、④の資格取得支援事業552万円余、⑤の電算事業はなしとなっております。

次に、その下の実施事業につきましては、①から⑨までの9つの事業を実施しており、特に⑧のアセットマネジメント支援事業では、県内市町村の道路施設の定期点検などの支援を行っております。

次に、その下の活動指標であります。まず①の積算等事業受託数は、令和3年度の目標120件に対しまして、実績が128件、達成度は106.7%となっております。

次に、②の市町村等からの相談件数は、市町村への支援状況を判断する指標としまして、目標の80件に対しまして、実績が87件、達成度は108.8%となっております。

最後に、③の研修延べ受講者数は研修事業の

取組状況を判断する指標でございますが、目標の1,900人に対しまして、実績が1,536人、達成度は80.8%となっております。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、研修を中止せざるを得なくなったことによるものであります。

次に、174ページを御覧ください。

上段の財務状況の左側、正味財産増減計算書の令和3年度の欄を御覧ください。列の一番上にあります経常収益は7億8,450万円余、その一行下の経常費用は7億4,052万円余となっております。経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は4,398万円余の剰余金が生じております。中ほどの一般正味財産期末残高は6億978万円余となり、三行下の指定正味財産期末残高の3,000万円と合わせますと、表の一番下、正味財産期末残高は6億3,978万円余となっております。

次に、表の右側、貸借対照表の令和3年度の欄を御覧ください。

列の一番上にあります資産は11億2,619万円余、その三行下の負債は4億8,641万円余となっております。表の中ほどにありますように、資産から負債を差し引いた正味財産は6億3,978万円余となっております。

次に、ページ中段の財務指標についてです。まず、①の収支バランスは、経常費用に対する経常収益の割合で評価しております。令和3年度は、目標の100%に対しまして、実績値、達成度ともに105.9%となっております。

次に、②の正味財産増減率でございますが、正味財産の増減の割合を評価する指標としまして、前年度正味財産に対する当年度正味財産の割合で評価しております。令和3年度は、目標の100%に対しまして、実績値、達成度とも

に107.4%となっております。

次に、③の市町村等からの収入比率は、市町村等からの受託の状況を判断する指標としまして、経常収益に対する市町村等からの収入の割合で評価しております。令和3年度は目標の50%に対しまして、実績値が63.5%、達成度は127.0%となっております。

次に、ページの一番下の総合評価ですが、表右側の県の評価の欄を御覧ください。

活動内容につきまして、活動指標で御説明しましたように、新型コロナウイルスの影響がありましたますが、積極的に事業を実施しており、おおむね評価できると考えております。

また、財務内容につきましては、全ての指標で目標値を達成し、健全な財務体質を維持しており、評価できると考えております。

その下の評価につきましては、活動内容、財務内容、組織運営の全ての項目で良好のAとしております。

続きまして、令和4年度の事業計画について御説明いたします。

資料、戻っていただきまして、報告書の122ページをお開きください。

1の基本方針は、下から2行目以降にありますとおり、今後とも公益目的事業を的確に実施していくとともに、社会情勢の変化やニーズに的確に対応しながら、支援事業の早期展開に向けて取り組むこととしており、継続して、2の事業計画にある9つの事業に取り組んでまいります。

次に、124ページをお開きください。

収支予算書であります。

(1)の経常収益は、表の中ほど、線で囲みました経常収益計の欄にありますように、当年度7億7,082万円余を見込んでおります。また、

(2)の経常費用につきましては、次の125ページの中ほど、計上費用計の欄の8億860万円余を見込んでおります。

建設技術推進機構につきましては、以上でございます。

○加行道路建設課長 宮崎県道路公社の経営状況について御報告いたします。

報告書の1ページをお開きください。

まず、令和3年度事業報告について御説明いたします。

1の事業概要であります。一ツ葉有料道路の北線・南線の料金徴収及び維持管理、公衆トイレの建て替え等を行いますとともに、橋梁の耐震対策等を行ってきたところであります。

2の事業実績であります。表の右側の事業実績欄を御覧ください。北線の通行台数は、年間332万5,000台余で、料金収入が4億1,737万円余。南線の通行台数は、年間378万6,000台余で、料金収入が4億9,012万円余となっております。

次に、経営状況等について御説明いたします。

報告書の175ページをお開きください。

宮崎県出資法人等経営評価報告書により御説明いたします。

まず、一番上の表の概要でございます。上から4行目の総出資額は、29億8,700万円で、県出資比率は100%であります。

次に、中ほどの表の、県関与の状況を御覧ください。まず、人的支援であります。表の右側の令和4年度の欄を御覧ください。役員数は、合計で4名、そのうち県職員が1名、県退職者が2名、それ以外の者として、公認会計士が1名となっております。また、3行下の職員数は、合計11名で、そのうち県職員が4名、県退職者が4名、公社のプロパー職員が3名となっております。

その下の欄、県の財政支出等につきましては、該当がございません。

次に、下段の表、実施事業を御覧ください。

道路公社では、①から③の事業を行ってきたところでございます。

次に、その下の活動指標を御覧ください。

活動指標は2つ掲げておりまして、①の一ツ葉有料道路利用台数につきましては、令和3年度欄にありますように、目標値679万3,000台に対し、実績値が711万2,000台で、達成度は104.7%となり、②の有料道路回数券販売活動につきましては、目標値2億9,657万4,000円に対し、実績値3億249万9,000円で、達成度は102%となっております。

次に、176ページをお開きください。

一番上の表の財務状況を御覧ください。

まず、表の左側の収支決算書でございますが、令和3年度の収入、支出は、ともに9億3,131万円余であります。収入は、通行料金収入が主なものでありまして、支出につきましては、その内訳としまして、事業費は道路補修や植栽等の維持管理等で3億8,091万円、管理費は、公社役職員の人件費や管理諸費で1億1,948万円余、その他の支出は償還準備金や損失補填引当金等で4億3,091万円余となっております。

次に、右側の貸借対照表でございますが、令和3年度の資産は、公社の現金・預金等でありまず流動資産と、主に道路資産であります固定資産を合わせまして、223億2,074万円余となっております。その三行下の負債は、主に未払い金や預り金である流動負債と、法律で定められた特別法上の引当金である固定負債を合わせまして、193億3,374万円余となっております。その下の資産から負債を差し引いた正味財産は、県の出資金で29億8,700万円となっております。

次に、その下の財務指標であります。道路料金収入を指標としております。

指標の達成度であります。令和3年度の欄にありますように、目標値9億2,969万円余に対し、実績値が9億744万円余、達成度が97.6%となっております。

次に、中段の表の直近の県監査の状況につきましては、特に指摘事項等はありませんでした。

次に、下段の表、総合評価を御覧ください。

表の右側、県の評価であります。令和3年度は、コロナ禍の影響があったものの道路利用台数は目標値を達成しており、道路料金収入は、前年度と比較して増収となっております。

今後、引き続き、料金収入の確保や経費削減に取り組み、経営基盤の強化を図るなど、県出資金の償還に努める必要があり、さらに国土強靱化の観点から、県民の生命、安全・安心な暮らしを守るため、道路等の計画的な補修、橋梁の耐震対策及び津波避難誘導対策を着実に推進していく必要があると考えております。

次に、評価としましては、活動内容、財務内容、組織運営はA、良好としております。

続きまして、令和4年度の事業計画について御説明をいたします。

報告書の5ページをお開きください。

令和4年度の事業計画であります。

1の事業概要、2の事業計画であります。引き続き料金徴収及び維持管理等を行うとともに、橋梁耐震対策及び津波避難誘導対策に取り組んでまいります。

6ページをお開きください。

3の収支計画でございます。収入は9億3,064万円余、支出は10億4,839万円余を見込んでおります。なお、収支差額1億1,774万円余については、毎年度、利益相当分を積み立ててきており

まず償還準備金を充てることとしております。

道路建設課については以上であります。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

○重松委員 報告書5ページの事業計画の件ですが、津波避難誘導対策として、非常待避場整備工事を完了させるということで、一ツ葉有料道路北線において、万が一津波が発生したときに、どうやって待避すればいいんだというお声をいただいているんですけども、具体的に、これはどういうふうにして待避させようということなんでしょうか。

○加行道路建設課長 まずは一ツ葉有料道路の入り口に、非常用の津波警報情報板を設置しております。避難警報が発令した際に有料道路の中にいた場合に、Uターンしたほうがその津波の影響がないところに早く行けるよう、北線は3か所、南線は3か所、それぞれインター間にUターン場所を造ることを計画しております。

津波情報板については、すぐに引き返せるようというということで、それぞれのインターに24基ほど既に設置されております。津波のアラートが出れば、すぐその情報板が反応するようになっております。

○重松委員 安心しております。

もう一つ、北線のパーキングのトイレがきれいになりましたが、昔から隣にあるレストランの今後の使い方は、どのような考え方をされていらっしゃるのでしょうか。

○加行道路建設課長 今現在、民間が借上げて、レストランをしております。

○重松委員 やっているんですか。

○加行道路建設課長 今、どうしてもコロナ禍で利用台数が少ないというところもあって、開店状況は個人に任せているところであります。

○重松委員 分かりました。

○西村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○迫美しい宮崎づくり推進室長 常任委員会資料の16ページをお開きください。

美しい宮崎づくりの推進について御説明いたします。

まず、1の美しい宮崎づくり推進計画の概要でございますが、推進計画は、良好な景観の保全・創出・活用を通して、魅力ある地域をつくることを目的として、平成29年に策定しております。

計画期間は令和8年度までの10年間で、特に取り組むべき3つの重点施策として、下の図の青枠の箇所になりますが、景観による地域のブランド力向上、景観を生かしたおもてなし、宮崎を美しくする人づくりの3つの重点施策を定め、美しい宮崎づくりに取り組んでおります。

次に、2、数値目標の進捗状況についてですが、下の表は抜粋ではありますが、中ほどの太枠で囲まれた欄が昨年度の実績で、その左に最終目標、右に進捗率を記載しております。

まず、表の一番上の景観計画策定市町村数ですが、昨年度に県内の全市町村が策定となっております。これは全国平均が36%という中で、本県だけという状況です。

次の3つは道路と河川の活動団体数で、いずれも目標を達成しております。

最後に、一番下の観光入り込み客数ですが、令和元年度には進捗率96%まで達成をしておりましたが、長引くコロナ禍の影響を受けて伸び悩んでいる状況でございます。

次に、17ページを御覧ください。

昨年度の施策の取組状況について、御説明いたします。

まず、重点施策の1、景観による地域のブランド力向上では、(1) 価値の高い景観づくりとして、下の左の写真にあります景観に配慮した治山ダムなどの公共事業の実施のほか、中央の写真にあります展望台の整備など、活動団体への支援を行っております。また、(2) 発信力の強化として、昨年度からインスタグラムアカウントを開設するとともに、右の写真にありますキャンペーンを実施するなど普及啓発を行ったところです。

次に、重点施策の2、景観を生かしたおもてなしでは、(1) 魅力ある景観地づくりとして、下の左の写真にあります長田峡のライトアップなどの観光地の景観の磨き上げなどを、また、

(2) 快適に観光できる環境づくりとして、中央の写真にあります植栽活動では、沿道修景としての効果だけではなく、地域の中学生在が参加するなど、環境教育としての効果もありました。また、(3) ビッグイベントに向けた環境づくりでは、右の写真にあります、地域と協働した植栽活動など緑化による修景等を行っております。

次に18ページを御覧ください。

重点施策の3、宮崎を美しくする人づくりでは、(1) 気運の醸成として、多くの県民の皆様に関心を持っていただけるよう、下の左の写真にあります美しい宮崎づくり大賞の表彰や講演会の開催などを、また、(2) 未来の景観を担う人づくりでは、中央の写真にあります、ガーデンツーリズム制度普及のための説明会などを開催しております。また、(3) 連携体制づくりでは、右の写真のとおり、景観形成推進機構の建築士会による地域住民と考える景観まちづくりなどを行っております。

最後に4、今後の取組についてでございます。

初めに、(1) 美しい宮崎づくり推進計画のさらなる推進につきましては、今後とも様々な機会を捉えて景観地の磨き上げや受け入れ環境の整備のほか、沿道修景などを計画的に推進していきたいと考えております。次に、(2) 発信力の強化では、インスタグラムなどSNSを活用し、関係部局と連携を図りながら、さらなる情報発信に取り組んでいきたいと考えております。最後に、(3) 美しい宮崎づくりを支える人材育成の推進につきましては、今後は、子供たちへの学習機会の提供を中心とした啓発事業を実施し、さらなる機運の醸成につなげていきたいと考えております。

美しい宮崎づくり推進室からは以上でございます。

○西村委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、最後にその他で何かございませんか。

○坂口委員 先ほどの議案の審査と混同したらいけないから、分離してその他で聞くんですけども、仮設関連や現場を見てからの判断などでも受注者側にもしっかりした判断ができるような目というのが必要かなと思います。そのために、たくさんそこに目が入って、いろんな視点から現場を見てということ——言いたいののは、入札に参加してくるグループの件数なんです。メタルなんかになると、数が限られているような気がするんですけども、この工事の場合は、何グループぐらい参加してきましたか。

○東道路保全課長 今回、干支大橋については、技術移転といったところもございまして、特定JVで発注しておりますけれども、入札の参加

者は、1者でございました。

○坂口委員 そこらがすごく気になるんですね。技術移転というのは一生懸命広められているけれども、やっぱり技術移転のための入り口を通過させる縛り——いつも増えないんじゃないかと思うんです。この企業なり、構成員がどうだっていうんじゃないですよ。

やっぱり先ほど言ったように、いろんな目で見ると、入札前にいろんなことに気がついて質疑が上がってくる。そして、競争して、客観的に見ても、これ以外にないというところに落札させることもあり得るんじゃないかということ——この技術移転、特に限られたJVにしてもですが、県内でないと点数が取れない、点数が取れないのであれば見積りをする分が損だということに参加しない。なかなかそこが持っている技術が100点あって、ずっと100点満点でも、もうちょっと加算できるような点数というものが——身につかないと思うんですね。県内にそこらでの予備軍がないような。

県土整備部としては、業種に対しての技術移転、業者育成についての課題というのをどう捉えられていますか。

○西田県土整備部長 特にこのメタル、構造物に関しましては、県内に業者も限られておりますし、全国的に見ても限られているということで、加えて、今全国的に大規模な、橋梁を含めてメタル系の補修が行われております。

聞くところによりますと、中国地方の高速道路などでは数十億円単位でメタルの補修が出されると。それに4年も5年もかかるといったことで、数少ない業者がどうしてもそちらのほうに行っていると。それに比べると小規模な干支大橋などには、入札参加意欲がどうしても少なくなるといったのが現状であります。

これに関しましては、一社、一社に見積りを依頼したり、地道な努力はしているものの、なかなかこのメタルに関しては、突破口が今、ちょっと手詰まり感がある状況であります。

一方で、例えば県内の話ですけれども、土木一式工事などの総合評価の方式において、難しい工種はさておき、大抵の工種において、配置技術者の施工実績を求めない、品質はその企業に実績があればいいということで、かなり応札意欲が増したと思うんです。そういうことをやっていく中で、先ほど委員がおっしゃったように、入札前にいろいろな目で見ると、そういう機会は、そういう県内の業者等は、土木一式工事に関しては増えていっているところであります。

メタルに関しては、我々もちょっと課題ということで捉えております。

○坂口委員 少し心配になったもんですから。

先ほど建設技術推進機構の業務説明で、アセットマネジメント——これには橋梁も今後かなり出てくると思うんです。だから、これによってこれだけの需要というのか、これだけの発注が予測されるというのを、できれば10年分、20年分ぐらい開示できれば、今後メタルがかなり増えるんだなど。

それと、ふるさと農道や県で造った長大橋なんかも、市町村はとても手に負えないと。では、完全に管理できるように建設技術推進機構が積極的に介入して、これだけの受注が見込まれるというのを明示しながら——技術移転のために、今言われたように、技術者経験とかはもう問わなくなりました。企業経験がなくても3番目にはつきますから、今準備しておきましょうということで育てていかないと。

補修とか更新もですけど、それ以前に、場合によっては解体が出てきますよね。組立てがで

きなきゃ解体できるわけがないんです。そうするとどうしてもその条件を満たすところしか解体に参加できない。そうなる、今後増えることは分かっているけれども、独占市場になるのか。それとも、先ほど言ったように、なかなか目が肥えてこないのが原因かという心配がすごくあるものですから、早急に何か検討されて、参加できる業者を増やしていくことに全力を挙げて取り組んでいただきたいなという気がします。

○**中原技術企画課長** 確かにメタルに関しては、応札業者数があり、県内に企業がいるということも大きな理由の一つではあるんですが、少ないというのは事実でございますので、ここからしっかり研究してまいりたいと思っています。

それと、先ほど建設技術推進機構のアセットマネジメントの話がありましたので、少し補足させていただきます。

今、建設技術推進機構は、市町村の橋梁を大体年間1,000橋以上点検して、長寿命化計画の作成までをやっています。これから先は、それを工事して施工管理していく技術が求められますが、市町村にはそこまでの技術者がなかなかそろっていないということもありまして、新たな取組として、今後は点検と計画だけではなく、積算と施工管理まで関与できないかという研究を今進めているところで、そういったところがまとまれば、さらに市町村の支援が深まるのではないかと考えております。

○**坂口委員** 今後、発注者側、行政側のこういった技術専門職が少なくなっていく中で、建設技術推進機構の役割はすごく増えると思います。

建設技術推進機構が持っている技術力とか知見は、積極的に活用させていく。市町村についてもあなた方も株主だということをしっかり自

覚していただいて、県全体でもっともっと盛り立てて、成長していただく。その中でさっきのような課題を、建設技術推進機構と連携を取りながら、業者を育成して、技術移転の方法とか、そういったものやっていく。総合的に取り組めないかという気がしたものですから、ぜひこれは要望としてお願いしておきたいと思います。

○**西村委員長** ほかに、その他ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**西村委員長** ないようですので、以上をもちまして、県土整備部を終了いたします。

執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時14分休憩

午後2時17分再開

○**西村委員長** 委員会を再開いたします。

採決についてであります。委員会日程の最終日に行くこととなっておりますので、16日金曜日に行いたいと思います。開始時刻を11時30分としたいのですがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**西村委員長** それでは、そのように決定いたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**西村委員長** ないようでしたら、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**西村委員長** それでは、以上をもちまして本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。

午後2時17分散会

令和4年9月16日(金曜日)

午前11時27分再開

出席委員(8人)

委員	長	西村	賢
副委員	長	山内	佳菜子
委員		坂口	博美
委員		二見	康之
委員		野崎	幸士
委員		山下	寿
委員		重松	幸次郎
委員		来住	一人

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

事務局職員出席者

議事課	主査	川野	有里子
議事課	主任主事	木村	結

○西村委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に、賛否も含め御意見をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時27分休憩

午前11時27分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、これより議案の採決を行います。議案の採決につきましては議案ごとがよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは一括して採決いたします。

議案第1号から第3号及び第7号並びに第12号から第15号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議なしと認めます。よって、各号議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。委員長報告の項目及び内容について御意見を伺います。

暫時休憩いたします。

午前11時29分休憩

午前11時29分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

商工観光対策及び土木行政の推進に関する調査につきましては、継続調査といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

次に、11月1日火曜日に予定しております閉会中の委員会につきまして御意見を伺いたしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

午前11時32分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

それでは、閉会中の委員会につきましては、今御意見をいただいた、中小企業・小規模事業者等の現状等についてということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、10月19日から21日に予定されております県外調査につきまして御意見を伺いたしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時32分休憩

午前11時35分再開

○西村委員長 委員会を再開いたします。

県外調査の実施につきましては、日程表のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 それでは、そのようにいたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○西村委員長 ないようですので、以上で委員会を閉会いたします。皆様、お疲れさまでした。

午後11時35分閉会

- ①宮崎駅前商店街振興組合
- ②広島通繁栄会
- ③若草通商店街振興組合
- ④中央通商店街振興会・たかまつ通振興会
- ⑤延岡市商店会連合会
- ⑥ひゅうが新町商店街振興組合
- ⑦妻駅西地区商店街振興組合
- ⑧京町温泉旅館組合
- ⑨綾中央通商店街
- ⑩るぴーモール虹ヶ丘商店街・新富町商業協同組合

署 名

商工建設常任委員会委員長 西 村 賢